淡路沿岸海岸保全基本計画 (変更) 参考資料編

令和3年9月

兵 庫 県

淡路沿岸海岸保全基本計画 (変更)

参考資料編

令和3年9月

兵 庫 県

【目次】

整	備計	画																							
	1 .	整	備	内 叙	容 -	_ <u></u>	覧 表	₹ .												 	 	 	 	 資 -	1
	2 .	整	備	笛声	听信	立言	置区	₹] -												 	 	 	 	 資 -	3
	3.	整	備	計區	画 们	固身	表 -													 	 	 	 	 資 -	4
	4.	海	岸 ·	保全	全方	拖言	没 <i>σ</i>) ‡	幾钅	能と	: 種	重類	[-							 	 	 	 	 資 -	48
	5.	整	備	内和	容(D i	選 定	Ξ 7	方釗	计 -										 	 	 	 	 資 -	53
	語の																								
	6 .	用	語	の角	解言	兑 -														 	 	 	 	 資 -	55
そ	の他	也資	料																						
					原分	分 7	布 •	ķ	塾 ヨ	里区	☑ -									 	 	 	 	 資 -	65
	8	渞	路	獲	έ,	L ;	首段	<u>፟</u>	丰主	발 1 :	ړ -	- Z	、海	1 佳	₹較	借	თ 1	例	_	 	 	 	 	 沓 _	84

整備計画

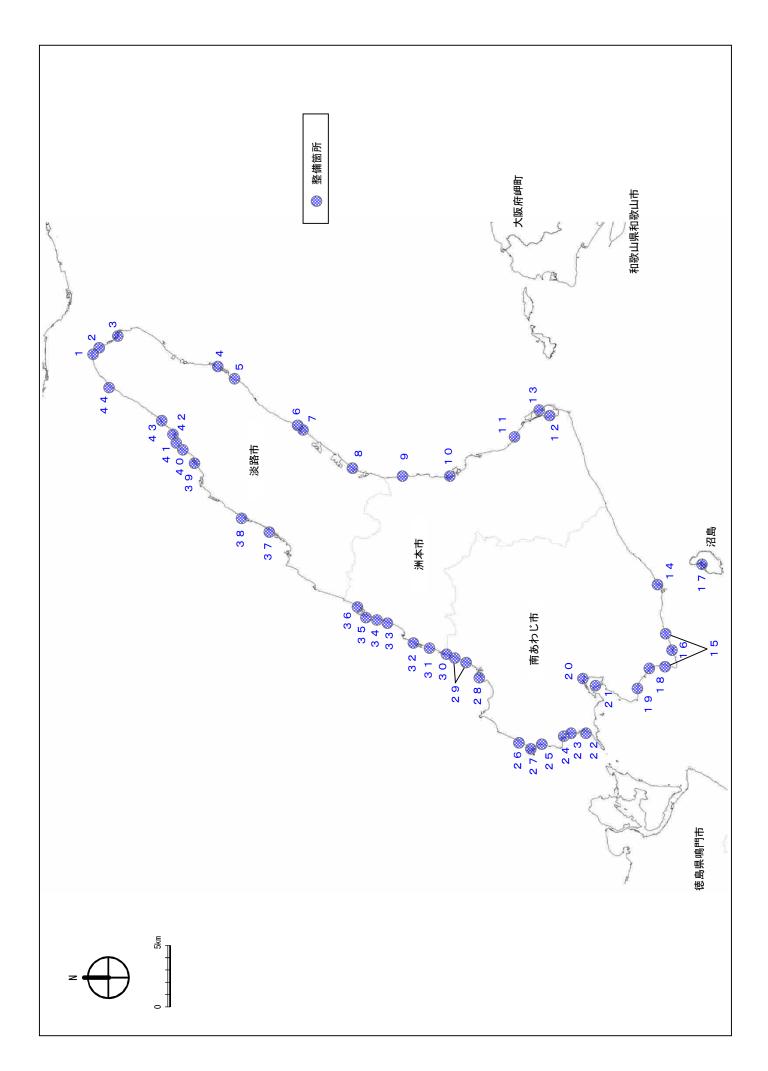
1. 整備内容一覧表(淡路沿岸海岸保全基本計画 整備計画)

士々	海出夕	番号	区域	所管	事業内容	ナた 乾 供力 雰			
市名	海岸名	1 1 1	岩屋地区			主な整備内容			
	淡路海岸	2	岩屋地区	農振局	高潮対策	堤防・消波工(延長 13m) 離岸堤(4 基)、堤防・消波工(延長 800m)			
	 岩屋漁港海岸	3		水管理・国土保全局	高潮対策	爾序堡(4 卷/、堤ID: 用版工(延長 000m) 胸壁等(延長 162m)			
	石座思念海庄	3	岩屋地区	水産庁	高潮対策 一 津波対策	胸壁等(延長 100m)、離岸堤(6 基)、			
沙吹士	仮屋漁港海岸 —————	4	仮屋地区	水産庁 	高潮対策	突堤(1 基)、護岸改良(延長 600m)			
淡路市	東浦海岸	5	釜口地区	水管理・国土保全局	高潮対策 老朽化対策	護岸改良(延長 320m)			
	津名海岸	6	佐野地区	水管理・国土保全局	老朽化対策 侵食対策	消波堤(延長 840m)、護岸改良(延長 800 m)			
	油力洪发出	7	津名北浜地区	港湾局	高潮対策	護岸改良(延長 700m)			
	津名港海岸 	8	志筑塩田地区	港湾局	老朽化対策	護岸改良(延長 1,900m)			
	洲本海岸	9	安乎中川原地区	水管理・国土保全局	高潮対策	離岸堤(10 基)、突堤(5 基)			
	洲本港海岸	10	大浜地区	港湾局	高潮対策	護岸改良(延長 808m)、潜堤 (人工リー フ) (3 基)、養浜等			
洲本市	洲本海岸	11	由良地区(内田)	水管理・国土保全局	侵食対策	養浜(延長 590m)			
		12	由良地区	港湾局	老朽化対策	護岸(延長 1,500m) 、			
	由良港海岸	'-	шххск	F61514J	高潮対策	排水機場機器更新(3 基)			
		13	成ヶ島地区	港湾局	老朽化対策 侵食対策	堤防(延長 680m)			
	灘漁港海岸	14	灘円実地区	水産庁	侵食対策	離岸堤(1基)			
	南淡海岸	15	阿万灘地区	水管理・国土保全局	老朽化対策 侵食対策	護岸(延長 3,300m)、離岸堤(19 基)			
	仁頃漁港海岸	16	灘仁頃地区	水産庁	侵食対策	護岸・消波工(延長 70m)、離岸堤(1 基)			
	沼島漁港海岸	17	沼島地区	水産庁	津波対策	胸壁等(延長 100m)、陸閘(2 基)			
	阿万港海岸	18	阿万地区	港湾局	津波対策	胸壁(延長 40m)、陸閘(3 基)			
	南淡海岸	19	吹上地区	農振局	高潮対策	堤防改修(延長 316m)、 潜堤(人エリーフ)(6 基)			
	福良港海岸	20	福良地区	港湾局	津波対策 老朽化対策 高潮対策	胸壁等(延長 430m)、護岸改良(延長 40m)、樋門(2 基)、陸閘(9 基)、排水機場機器更新(3 基)、水門(3 基)			
		21	湾口地区	港湾局	津波対策	津波防波堤(延長 1,100m)、 水門(3 基)			
南あわじ 市	伊毘漁港海岸	22	伊毘地区	水産庁	高潮対策	胸壁(延長 100m)、水門(1 基)、排水機場 (1 基)			
	西浜海岸	23	阿那賀地区	農振局	高潮対策	堤防(延長 50m)			
	阿那賀漁港海岸	24	阿那賀地区	水産庁	高潮対策	胸壁(延長 1.5m)、水門(1 基)、 排水機場(1 基)、陸閘(1 基)			
	西淡海岸	25	阿那賀地区	水管理・国土保全局	高潮対策	離岸堤改良(延長 320m)、 離岸堤新設(延長 65m)			
		26	志知川組地区	水管理・国土保全局	侵食対策	突堤(2基)、養浜			
	丸山漁港海岸	27	丸山地区	水産庁	津波対策	陸閘改良(9基)、樋門改良(2基)			
	——————————— 湊港海岸	28	湊地区	 港湾局	老朽化対策	排水機場更新(1基)			
		29	松帆地区	農振局	高潮対策	潜堤 (人工リーフ) (2 基)、養浜			
	西淡海岸 	30	慶野五色地区	水管理・国土保全局	高潮対策	潜堤(人工リーフ)(1基)、養浜			
	五色海岸	31	鳥飼地区	水管理・国土保全局	高潮対策	潜堤(人工リーフ)(3 基)、養浜			
	鳥飼漁港海岸	32	鳥飼地区	水産庁	高潮対策	胸壁等(延長 550m)			
洲本市		33	角川船瀬地区	水管理・国土保全局	高潮対策	護岸(延長 400m)、離岸堤(延長 2,230m)			
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	五色海岸	34	北角川角川地区	水管理・国土保全局	高潮対策 老朽化対策	護岸(延長 45m)、胸壁等(延長 40m)、 離岸堤(2 基)、消波堤(延長 50m)			
		35	北角川都志地区	水管理・国土保全局	侵食対策	護岸(延長 1,030m)			
	都志港海岸	36	北角川都志地区	水管理・国土保全局	高潮対策	護岸(延長 100m)			
<u> </u>	'	<u> </u>				1. (水产) 農塩島…農林水产劣(農村塩興島)			

[※]水管理·国土保全局···国土交通省(水管理·国土保全局),港湾局···国土交通省(港湾局),水産庁···農林水産省(水産庁),農振局···農林水産省(農村振興局)

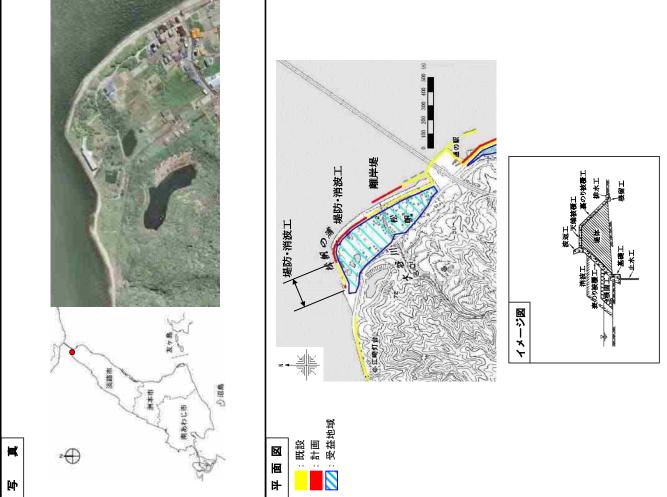
市名	海岸名	番号	区域	所管	事業内容	主な整備内容
	一宮海岸	37	撫地区	水管理・国土保全局	高潮対策 老朽化対策	護岸改修(延長 720m) 、 離岸堤(延長 220m)
	尾崎漁港海岸	38	尾崎地区	水産庁	高潮対策	胸壁等(延長 356m)、水門(1 基)
	浅野漁港海岸	39	斗の内地区	水産庁	高潮対策	胸壁等(延長 380m)、水門(1 基)
` ₩ ₽	JV W X는 보	40	浅野地区	水管理・国土保全局	高潮対策 老朽化対策	離岸堤(2 基)、消波堤(延長 120m)、 護岸改修(延長 120m)
淡路市	北淡海岸	41	富島地区	水管理・国土保全局	高潮対策 侵食対策	護岸(延長 650m)
	富島漁港海岸	42	富島地区	水産庁	高潮対策	排水機場(1基)
	野島漁港海岸	43	野島地区	水産庁	高潮対策	胸壁等(延長 90m)
	北淡海岸	44	平林地区	水管理・国土保全局	高潮対策 老朽化対策	護岸改修(延長 200m)、消波工(延長 200m)

[※]水管理·国土保全局···国土交通省(水管理·国土保全局),港湾局···国土交通省(港湾局),水産庁···農林水産省(水産庁),農振局···農林水産省(農村振興局)



7	-	-
	•	•
	ψ	r
Þ	И	Ħ

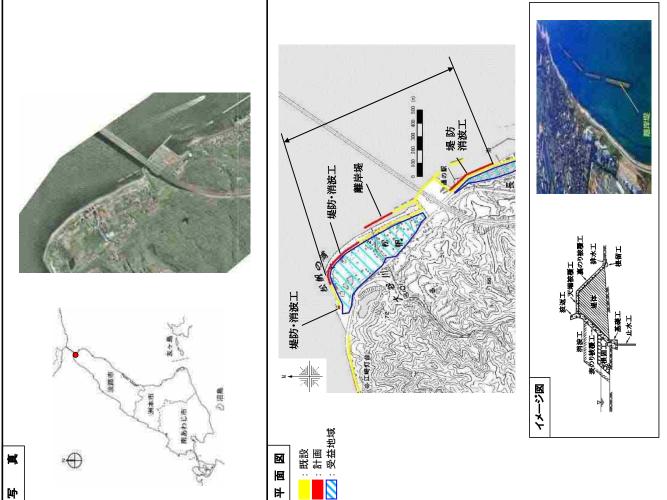
全		* ()					 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
環境利用調整エリア	淡路市岩屋地区	農林水産省(農振局)	5.5 m			さわしい海岸づくりを推進す	高潮・高波浪による災害に対して安全な海岸づくりを進める。	海岸美化活動を推進する。		设の嵩上げ等を行う。	施設の未整備区間について			
エリア特性	区域	所管	沖波波高 (地)			進め、北の玄関ロにふさわしい海岸づ	による災害に対して安急		、景観の保全に努める。	するため、海岸保全施賃	を防護するため、海岸保全がる。 る。 ・消波工(延長13m)	望されている。	十句	の推進
岩屋地区	淡路海岸	崇少	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.1∼1.6 m	護岸	・貴重な自然環境や海岸保全を進め、 る。	・堤防を整備し、高潮・高波浪	・明石海峡大橋を望む北の玄関ロとして、	・建設資材等の放置等を防止し、	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う	・高潮・高波浪から背後地を防護するため、海岸保全施設の未整備区間について堤防及び消波工を計画する。 ①整備海岸延長 :13m ②整備内容 :堤防・消波工(延長13m)	・高潮時の浸水被害の防止が要望されている。	・堤防の整備による防護機能の向上	・背後地の安全性の確保 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発 ・周辺資源との調和
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	環境の整備と保全	公衆の適正な 利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における配慮事項
			-	गोंचे		H H		海岸の目標	- Ter 4	ISC FI	罄		童	典



この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教信地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

7
卟
細

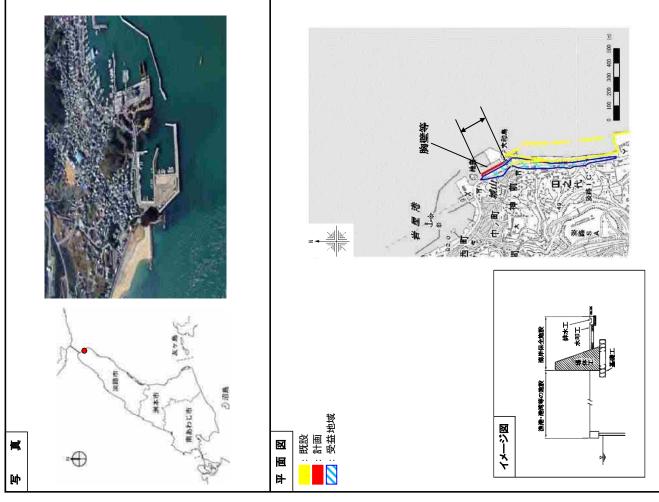
砷						G		H	<u> </u>					
環境利用調整エリア	淡路市岩屋地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	5.5 m			北の玄関口にふさわしい海岸づくりを推進す		海岸美化活動を推進する。	一啓発に努める。	設の嵩上げ等を行う。	化する。また、海岸保全施設の (延長800m)			
エリア特性	対区	所	沖波波高 (州)		曲		<u></u>		と海岸利用者へのマナ	するため、海岸保全施	是を計画し防護機能を強 が消波工を計画する。 ・ ・ (4基)、堤防・消波エ			の推進
岩屋地区	淡路海岸	一人,一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.1∼1.6 m	護岸、突堤、離岸堤、樋門、陸閘	・貴重な自然環境や海岸保全を進め、る。	・越波被害から背後地の防護を図る	・明石海峡大橋を望む北の玄関ロとして、	・隣接する港湾利用者との共存と海岸利用者へのマナー啓発に努める	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・越波を防止するため、離岸堤を計画し防護機能を強化する。また、 未整備区間について堤防及び消波工を計画する。 ①整備海岸延長 :1,500m ②整備内容 :離岸堤(4基)、堤防・消波工(延長800m)	・越波(しぶき)対策の推進	・防護機能の向上	・生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発 ・周辺資源との調和
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	環境の整備と 保全	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における配庫事項
				ılııd		H.		海岸の日標	<u> </u>	ISK FI	翻		角	単



この地図は、国土地理院の教債地図200000及び教債地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追配したものである。

က
卟
畑

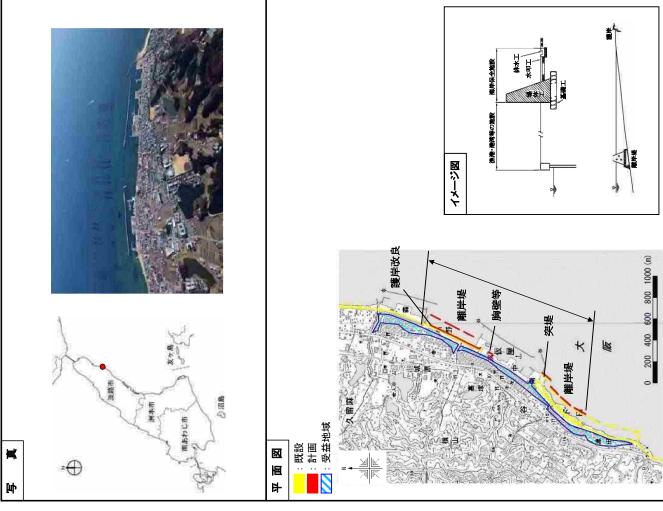
	仲		-α	2			\$		HE	3		7		7	
	環境利用調整エリア	淡路市岩屋地区	農林水産省(水産庁)	5.1 m			北の玄関口にふさわしい海岸づくりを推進す	害を防止し、背後地の生活機	の保全に努めるとともに、海	めるとともに、海岸利用者へ	海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	ることで、高潮による浸水被	නි වි.		
	エリア特性	対区	所管	冲波波高 (H)				高潮及び波浪による浸水被害を防止し、	然景観や貴重な生態系	、漁港利用の維持に努めると		(あり、護岸高を確保することで、 5る。 (延長162m)	ための啓発の必要性が	1回の	全の推進
	岩屋地区	岩屋漁港海岸	直立護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.1∼1.6 m	なし	・貴重な自然環境や海岸保全を進め、る。	・海岸施設の新設により、高潮能の維持に努める。	・絵島や大和島などの美しい自然景観や貴重な生態系の保全に努める 岸美化活動を推進する。	・自然環境の保全に配慮しつつ、 のマナー啓発に努める。	・高潮に対する防護機能を確保するため、	・防潮ラインが未整備の箇所があり 害から背後地を守る必要がある。 ①整備海岸延長 :162m ②整備内容 :胸壁等(延長	・海岸利用者へのマナー向上のための啓発の必要性がある。	・胸壁等の設置による防護機能の向上	・貴重な生態系と自然景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・漁港利用の維持 ・海岸利用者へのマナー啓発
2	エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	環境の整備と 保全	公衆の適正な 利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項
H					піпа		H		海岸の目標	<u>ŧ</u>	18(1-1	料		角	兼



この地図は、国土地理院の教値地図200000及び教値地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

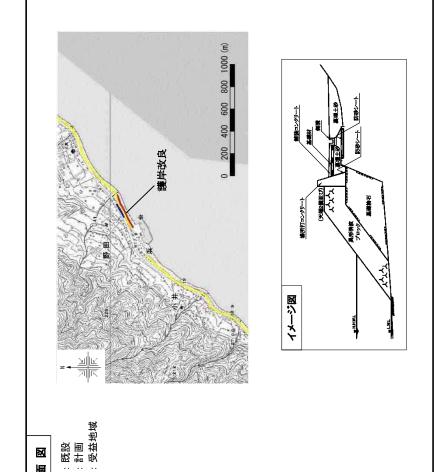
_	t
	•
먀	
ĸ	H

Ĺ	ы								.,						
	環境利用調整エリア	淡路市仮屋地区	農林水產庁(水産庁)	6.3 m			自然環境と調和した海岸づくりを推進	ともに、海岸の長期安定化を	とともに、海岸美化活動を推	5よう自然環境との調和を図り 3利用を進めるとともに、海岸 5と海浜利用者へのマナー啓発	設の嵩上げ等を行う。	れに伴う塩害から防護するた 育から背後地を防護するため胸 も)、突堤(1基)	もに、ゴミ問題の解消等マナ		
-	エリア特性	区域	所管	沖波波高 (ħ)			ئر	ら背後地を防護すると	!景観との調和に努める	Fにふれることができる1ン空間としての一体的 1文空間としての一体的 1業施設利用者との共存	波対策を行う。 さするため、海岸保全施	当後の住宅地を飛沫及びこ 、また、高潮時の浸水被害 り面的防護を図る。 延長100m)、離岸堤(6基(延長600m)	対策工の強い要望とと	らの防護機能の向上	の推進 としての一体的利用
	東浦中心地区	仮屋漁港海岸	砂浜海岸、直立護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.5∼2.6 m	護岸、突堤、離岸堤、陸閘	・生態系の保全及び砂浜の回復を図るな する。	・高潮及び飛沫等による被害から背後地を防護す図る。	・貴重な生態系の保全及び周辺景観との調和に努める 進する。	・下田~南地区の砂浜や自然等にふれることができるよう自然環境との調和を つつ、海洋性レクリエーション空間としての一体的利用を進めるとともに、 利便施設の維持、隣接する漁業施設利用者との共存と海浜利用者へのマナー に努める。	・南海トラフ地震に対する耐津波対策を行う。 ・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う	・海浜を保全しつつ、海岸背後の住宅地を飛沫及びこれに伴う塩害から防護するため、離岸堤等を計画する。また、高潮時の浸水被害から背後地を防護するため胸壁等を計画し、海岸全体の面的防護を図る。 ①整備海岸延長 :1,490m ②整備内容 : 胸壁等(延長100m)、離岸堤(6基)、突堤(1基)	・台風時等における飛沫被害の対策エの強い要望 一啓発の必要がある。	・浸水及び飛沫に伴う塩害等からの防護機能の向	・貴重な生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海洋性レクリエーション空間としての一体的利用 ・漁業利用者との共存 ・海岸利用者へのマナー啓発
	エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	環境の整備と 保全	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項
٠							Н		海岸の目標	K		1924		角	ノ



この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教信地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

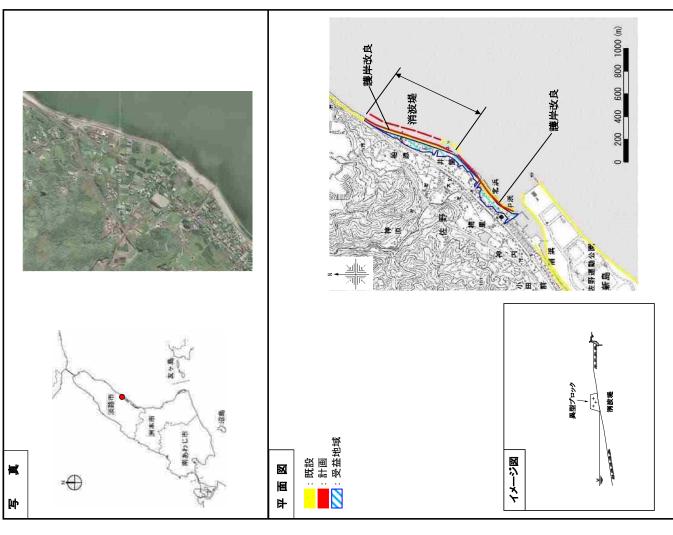
		X	被服用	1	H # 素		88	= 1			96.22	Χ Υ		1
声		*	hi	7	*	A Mashura A Mashura	-	四	於日祖 (1)					
環境利用調整エリア	淡路市釜口地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	6.8			自然環境と調和した海岸づくりを推進		海岸美化活動を推進する。	ቜ <mark>ፙ</mark> ፚ፟	设の嵩上げ等を行う。				
エリア特性	区	所管	沖波波高 (州)			,	ত ৩ ম			するため、海岸保全施計 り改修を行う。	攻良を計画する。 支(延長320m)		皮害の改善)	能進 の推進
東浦中心地区	東浦海岸	礫浜海岸	T.P. + 2.25 m	T. P. + 1.5∼2.6 m	護岸	・生態系の保全及び砂浜の回復を図るなど する。	・越波被害から背後地の防護を図る	・貴重な生態系の保全に努めるとともに、	・海岸利便施設の維持と海浜利用者へのマナー啓発に努める。	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。	・越波被害を防止するため護岸改良を計画する。 ①整備海岸延長 : 320m ②整備内容 : 護岸改良 (延長320m)	・越波(しぶき)対策の推進	・防護機能の向上(越波による被害の改善)	・侵食対策に向けた施設整備の推進・貴重な生態系の保全 ・貴重な生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利便施設の維持 ・海岸利用者へのマナー啓発
エリア名	海市名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 環境の整備と 保全 保予 保予 (金)	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項



この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

9
卟
細

	全		׌)			M.			EX		۲. این – ۲.		*	
	環境利用調整エリア	淡路市佐野地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	5.6 m			自然環境と調和した海岸づくりに努める。		海岸美化活動を推進する。			とめ、消波堤を計画する。ま よる。 {(延長800m)			
	エリア特性	区	所	平波波高 (H)				× 28 × 3		た整備の推進を図る。	の改修を行う。 切な対策を行う。	び越波被害を防止するた 老朽化した護岸を改良す (延長840m)、護岸改良		被害の改善)	推進の推進
	习 짞 北	津名海岸	車。	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.5∼2.6 m	護岸、樋門、陸閘、消波堤	・生態系の保全や景観への配慮など、	・越波被害から背後地の防護を図る。	・貴重な生態系の保全に努めるとともに、	・地域の特性、利用形態に応じた整備の推進を図る	・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。・海岸侵食を防止するため、適切な対策を行う。	・台風時の高波浪による侵食及び越波被害を防止するため、た、越波被害を防止するため老朽化した護岸を改良する。 ①整備海岸延長 :840m :消波堤(延長840m)、護岸改良(延	・越波(しぶき)対策の推進	・防護機能の向上(越波による被害の改善)	・侵食対策に向けた施設整備の推進 ・貴重な生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発
٥. ٦	エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	環境の整備と 保全	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項
Ħ							Н		海岸の目標	ŧ		H X FI		無	無



この地図は、国土地理院の教植地図200000及び教植地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

番号:7

重	TTZ-MOON.	<u>}</u>	是發展	No.	■ 第本計	Santa Santa	(18) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18)	平 西 図 : 既設: "既設: "計画			図パーメア	異型プロック	家坞票	
H4,						2,775		F						
利用促進エリア	淡路市津名北浜地区	国土交通省(港湾局)	5.6 m			自然環境と調和した海岸づくりに努める。		海岸美化活動を推進する。		設の嵩上げ等を行う。	を計画する。	排除対策		
エリア特性	区	所管	沖波波高 (H ₀)				。 经 <u></u> 国	とともに、海岸美化活	性、利用形態に応じた整備の推進を図る。	する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	の背後地の防護を図るため、護岸の嵩上げを計画する。 延長 : 700m : 護岸改良 (延長700m)	動に伴う水路開口部前の砂堆積による内水排除対策	被害の改善)	推進の推進
津名北地区	津名港海岸	直立護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.5∼2.6 m	護岸、樋門、陸閘、消波堤	・生態系の保全や景観への配慮など、	・越波被害から背後地の防護を図る。	・貴重な生態系の保全に努めるとともに、	・地域の特性、利用形態に応じ	・高潮に対する防護機能を確保	・高潮からの背後地の防護を図 ①整備海岸延長 : 700m ②整備内容 : 護岸改良	・砂浜の移動に伴う水路開口部	・防護機能の向上(越波による被害の改善)	・侵食対策に向けた施設整備の推進・貴重な生態系の保全・貴重な生態系の保全・住民参加による海岸美化活動の推進・海岸利用者へのマナー啓発
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 環境の整備と の 保全 標	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項

この地図は、国土地理院の教植地図200000及び教植地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

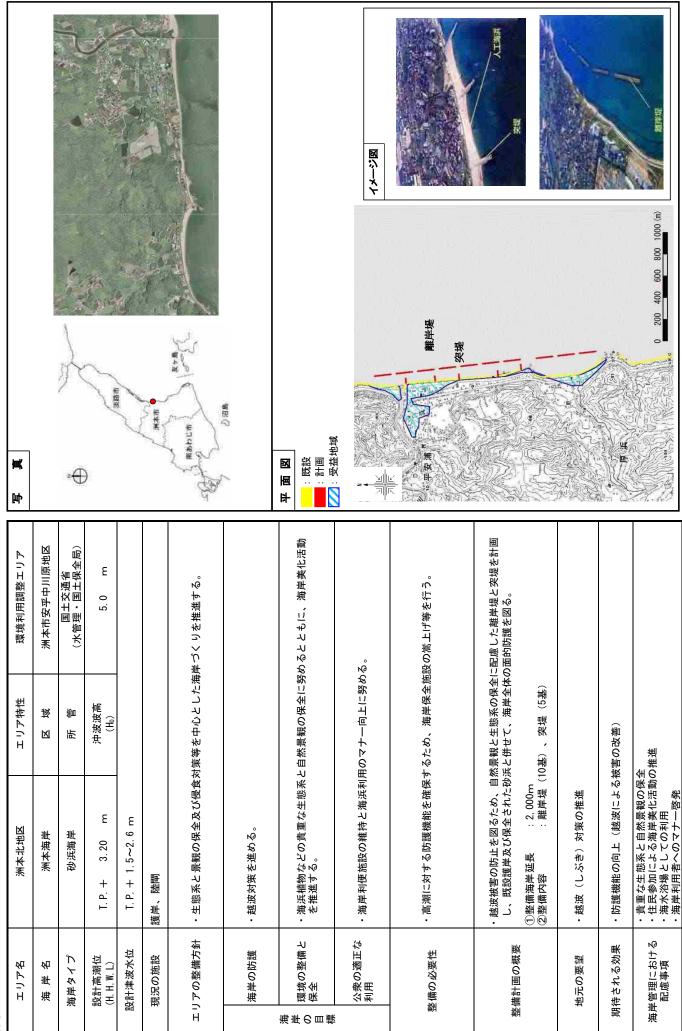
严		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		li ano	###源	manum kra	Date.	#	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	単一大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	を できない できない できない できない できない できない できない できない	(図四項) 光鏡	₩ 回 I	
利用促進エリア	淡路市志筑塩田地区	国土交通省(港湾局)	5.6 m			もに、自然と調和した海洋性	もに、海岸の長期安定化を図	とともに、海岸美化活動を推			ら背後地を防護するため、老朽化した護岸を改良する。 900m 岸改良(延長1, 900m)			
エリア特性	区域	所	沖波波高 (ħ。)			、自然環境の保全・創出とともに、 を推進する。	害から背後地を防護するとともに、	び周辺環境との調和に努めるとともに、	に応じた整備を推進する。	の改修を行う。	地を防護するため、老杉 (延長1,900m)		の向上	観との調和 の推進
津名南地区	津名港海岸	直立護岸	T.P. + 2.25 m	$1.P. + 1.5 \sim 2.6 \text{ m}$	堤防、護岸、樋門	・海岸の保全を図りつつ、自然) レクリエーション利用を推進	・高潮及び波浪による被害から [。] る。	・貴重な生態系の保全及び周辺3進する。	・地域の特性、利用形態に応じ	・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。	・高潮時の浸水被害等から背後 ^は ①整備海岸延長 :1,900m ②整備内容 :護岸改良	・マナー向上の啓発	・護岸等の整備による防護機能の向上	・貴重な生態系の保全と周辺景観との調和・住民参加による海岸美化活動の推進・海岸利用者へのマナー啓発
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	環境の整備と保全	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項
						Н		焼手の口膝	<u></u> 資−11		redy [778	紙

護岸改良

この地図は、国土地理院の教植地図200000及び教植地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

資-11

6
番号



この地図は、国土地理院の教価地図200000及び教価地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

9
 -ls
番児

	K			(海湖市)		The state of the s	A MASTER AND A MAS	 	+ 国 区 : E : E : E : E : E : E : E : E : E :	が、	# 1	### 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	25 To 10 To		
	環境利用調整エリア	洲本市大浜地区	国土交通省(港湾局)	5.0 m			つつ観光・海洋性レクリエー する。	岸の長期安定化を図る。	梅岸美化活動を推進する。	ቜፙる。	設の嵩上げ等を行う。	替提(人エリーフ)を計画する。既設 た、高潮時の浸水被害から背後地を 潜堤(人エリーフ) (3基)、養浜等			
	エリア特性	区域	所	冲波波高 (h)			'め、海岸の防護を図り 交流拠点づくりを推進	- 吹護するとともに、海	全に努めるとともに、	用者へのマナー啓発に	:するため、海岸保全施			(越波による被害の改善)	(全) (2) 推進
	洲本中心地区	洲本港海岸	砂浜海岸	T.P. + 3.20 m	T.P. + 1.5~2.6 m	護岸、突堤、陸閘	・生態系や自然景観の保全に努め、海岸の防護を図りつつ観光・海 ション施設と協力し、海岸の交流拠点づくりを推進する。	・高潮による被害から背後地を防護するとともに、海岸の長期安定	・貴重な生態系と自然景観の保全に努めるとともに、海岸美化活動	・海岸利便施設の維持と海浜利用者へのマナー啓発に努める。	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等	・養浜と養浜砂流出防止のため景観に配慮した潜堤 の突堤と併せて海岸全体の面的防護を図る。また、 防護するため、護岸改良を計画する。 ①整備海岸延長 :808m ②整備内容 :護岸改良(延長808m)、潜捗	・高潮時の浸水被害の防止	・防護機能の向上(越波による	・貴重な生態系と自然景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海水浴場としての利用性向上 ・海岸利用者へのマナー啓発
番号:10	エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 環境の整備と	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項

この地図は、国土地理院の教館地図200000及び教館地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

_
=
番号

声		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		war	世外素	massum The state of the state o	6	平 高 図			1	4~1~高管	· · · ·		この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教信地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追配したものである。
環境保全重視エリア	洲本市由良地区(内田)	国土交通省 (水管理·国土保全局)	4.9 m			ための海岸づくりを推進す		海岸美化活動を推進する。	ቜፙる。		し、海岸全体の面的防護を図				
エリア特性	区	所管	沖波波高 (州)			かつつ、背後地を守る	焦める。	÷(;		刃な対策を行う。	Lを図るために養浜を計画 (延長590m)		波害の改善)	の推進の推進	
由良地区	※木神	直立護岸	T. P. + 2.25 m	T.P. + 1.5~2.6 m	護岸、消波堤、陸閘	・生態系と自然景観の保全に努めつつ、背後地を守るための海岸づる。	・砂浜の侵食防止、越波対策を進める。	・貴重な生態系の保全に努めるとと	・海岸利便施設の維持と海浜利用者へのマナー啓発に努める	・海岸侵食を防止するため、適切な対策を行う。	・砂浜の侵食防止、越波防止を図るために養浜を計画し、海岸全体の面的防護を図る。 る。 ①整備海岸延長 : 590m ②整備内容 : 養浜 (延長590m)	・越波(しぶき)対策の推進	・防護機能の向上(越波による被害の改善)	・侵食対策に向けての施設整備の推進・貴重な生態系の保全・住民参加による海岸美化活動の推進・親水性の向上・海米性の向上・海洋利用者へのマナー啓発	
エリア名	新市名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 岸 環境の整備と 回 保全	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における配慮事項	

12
• •
羅布

	本							第3排水機場		を	中田 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	素地工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工			0 200 400 600 800 1000 (m)	この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教信地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。
际		*)					中 西 図 三 記談 : : : : : : : : : : : : : : : : : :	計 対 ·		ジーメー図	(四頭頭) 北齊	2 田田			
環境保全重視エリア	洲本市由良地区	国土交通省(港湾局)	8.0 m			ための海岸づくりを推進す		周辺環境との調和と海岸美化活動を推進する。		の嵩上げ等を行う。	また、排水機場の老朽化対策を行	排水機場機器更新(3基)				
エリア特性	区	所管	沖波波高 (ħ)			つつ、背後地を守る	の防護に努める。		整備を推進する。	牧修を行う。 ため、海岸保全施設		,	が要望されている。	の向上	推進	
由良地区	由良港海岸	防潮護岸	T. P. + 2.25 m	T.P. + 1.5∼2.6 m	護岸、排水機場	・生態系と自然景観の保全に努めつつ、背後地を守るための海岸づく る。	・低地帯への高潮による浸水被害の防護に努める。	・背後に集落地を有することから、	・地域の特性や利用形態に応じた整備を推進する。	・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。 ・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う	か 豆	①整備海库姓表 : 1,500m ②整備內容 : 護岸(延長1,500m)	・高潮時の越波や浸水被害の防止が要望されている。	・高潮対策の整備による防護機能の向上	・周辺海岸との調和 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・地域住民の利用	
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H.H.W.L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	乗 と 選 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	-	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	

13
番号

			N T					第3排水機場 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	ままり を				0 200 400 600 800 1000 (m
阿	STORE N	\ -	世盛 教	L L	" 一样" "	高かしか		 			図・イメーが図 ※第1	大学教徒工 美の沙装選工 様体 様木工 様木工	日本報 日本報 一本報 一本報 一本報 一本報 一本報 一本報 一本報 一本報 一本報 一	
環境保全重視エリア	洲本市成ヶ島地区	国土交通省(港湾局)	8.0 m			ための海岸づくりを推進す		ともに、海岸美化活動を推			み区間については、老朽化対策			
エリア特性	区	平 億	沖波波高 (十。)			めつつ、背後地を守るための海岸	ø5°.	景観の保全に努めると	た整備を推進する。	の改修を行う。 切な対策を行う。	堤防を計画する。整備済み区間につ(延長680m)			景観の保全 の推進
由良地区	由良港海岸	防潮護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.5~2.6 m	堤防	・生態系と自然景観の保全に努めつつ、る。	・背後地の浸水被害の防護に努める。	・成ヶ島の貴重な生態系と自然景観の保全に努めるとともに、海進する。	・地域の特性や利用形態に応じた整備を推進する。	・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。・海岸侵食を防止するため、適切な対策を行う。	・施設未整備区間について、堤防を計画 として堤防の改修を行う。 ①整備海岸延長 : 680m ②整備内容 : 堤防 (延長680m)	・侵食対策の推進	・侵食に対する防護機能の向上	・成ヶ島の貴重な生態系と自然景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発
= 5 · 15 工リア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 の 保全 回 保全	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項

この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教信地図25000 (平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

	以					M-X-B	matrum Arm		中面 図						ny tree	この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教信地図25000 (平成27年時点) に整備計画内容を追記したものである。
	環境保全重視エリア	南あわじ市灘円実地区	農林水產省(水產庁)	6.7 m			: 9		ب ا ئې	マナー啓発に努める。		、離岸堤を計画し、海岸全	要望がある。			
	エリア特性	区	所	沖波波高 (H ₀)			つつ、海岸づくりを推進する。	き化を図る。	こ、海岸美化活動を推進	ともに、海岸利用者の	適切な侵食対策を行う。	後地の被害防止を図るため (1基)	とから、地元から対策の要望がある		り推進	
	南淡東地区	難漁港海岸	直立護岸	T.P. + 2.35 m	T.P. + 2.8∼5.8 m	護岸	・生態系の積極的な保全に努めつつ、	・侵食を防止し、海岸の長期安定化を図る。	・生態系の保全に努めるとともに、海岸美化活動を推進する。	・漁港利用の維持・充実を図るとともに、海岸利用者のマナ	・砂浜の減少を防止するため、適切な侵食対策を行う。	・侵食による既設護岸及び背後地の被害防止を図るため、離岸堤を計画し、海岸全体の面的防護を図る。 (1)整備海岸延長 : 70m (2)整備内容 :離岸堤(1基)	・護岸の侵食が進行していること	・侵食に対する防護機能の向上	・生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・漁港利用者との共存 ・海岸利用者へのマナー啓発	
	エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	帯 環境の整備と 保全	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	
Ħ									海岸の目標	I					炽	

15
番号

本本語 ※																この地図は、国土地銀院の教権地図20000及び教権地図26000(平成77年時点)に整備計画方容を追加したものである。
環境保全重視エリア	南あわじ市阿万灘地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	9.8 m			進する。		進する。			を計画し、海岸全体の面的防	19基)	早急な対応が求められている。			
エリア特性	区	所管	沖波波高 (ħ)			つつ、海岸づくりを推		に、海岸美化活動を推	利用形態に応じた整備を推進する。	の改修を行う。 切な対策を行う。	状態にあるため、護岸及び離岸堤:3,700m	.長3, 300m)、離岸堤 (19基)			の推進	
南淡東地区	南淡海岸	防潮護岸	T.P. + 2.35 m	T.P. + 2.8∼5.8 m	護岸、離岸堤	・生態系の積極的な保全に努めつつ、海岸づくりを推進する	・海岸の長期安定化を図る。	・生態系の保全に努めるとともに、海岸美化活動を推進する。	・地域の特性、利用形態に応じ	・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。・海岸侵食を防止するため、適切な対策を行う。	・背後民家が危険な状態にあるため、護岸及び離岸堤を計画し、 護を図る。 ①整備海岸延長 : 3,700m		・海岸線の侵食が進行していることから、	・侵食に対する防護機能の向上	・侵食対策に向けての施設整備の推進 ・生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発	
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 の 保全 を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要		地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	

16
番号

								(業地)								との地図は、国土地理院の教債地図200000及び教債地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。
际		} •■		E SERVICE SERV	相検索	Sept. Sept.	の指数	中面 図	雅岸堤	业	図ジーメト	(All and Apply 77) apply	工 放棄 (図理場) 表觀	TEMP	K 书/	この地図は、国土地理院
環境保全重視エリア	南あわじ市灘仁頃地区	農林水產省(水產庁)	9.1 m			進する。		進する。	一啓発に努める。	۰		離床境(1巻)	早急な対応が求められている。			
エリア特性	区	明 億	沖波波高 (小)			つつ、海岸づくりを推進する。	定化を図る。	に、海岸美化活動を推進する。	に、海岸利用者のマナ	適切な侵食対策を行う	を図るため、護岸・離	(谜版/0m)、	とから、		の推進	
南淡東地区	仁頃漁港海岸	直立護岸、礫浜	T. P. + 2.35 m	I.P. + 2.8∼5.8 m	護岸	・生態系の積極的な保全に努めつつ、	・侵食を防止し、海岸の長期安定化を図る。	・生態系の保全に努めるとともに、	・漁港利用の維持を図るとともに、海岸利用者のマナー啓発に努める。	・砂浜の減少を防止するため、適切な侵食対策を行う。	・侵食による背後地の被害防止を図るため、 的防護施設を計画する。 ①整備海岸延長 :140m :::		・護岸の侵食が進行しているこ	・侵食に対する防護機能の向上	・生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・漁港利用者との共存 ・海岸利用者へのマナー啓発	
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 の で の を を を の の を の の の の の の の の の の の の の	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要		地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	

1
呃
畑

				インアノ					4					0 200 400 600 800 1000 (m)
中	-							平面図	受品 其风:			高瀬の中央が東京 高瀬の中央が東京 大学 ボール・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー	**************************************	=
環境保全重視エリア	南あわじ市沼島地区	農林水産省(水産庁)	9.8 m			づくりを推進する。	、海岸の長期安定化を図る。	の保全に努めるとともに、海	5ことができるよう、自然環境 引としての一体的な利用を進め F及び海岸利用者へのマナー啓		潮ライン未整備区間について胸(2基)			
エリア特性	区	所管	冲波波高 (h)		リーフ)、水門、陸閘	保全に努めつつ、海岸	害から背後地を防護し	はじめとした自然環境	安林等の自然にふれる にクリエーション空間 維持、漁港利用の維持	波対策を行う。	bを防護するため、防浄 (延長100m)、陸閘 ((功止		の推進
沿島地区	沼島漁港海岸	砂浜、直立護岸	T. P. + 2.35 m	T.P. + 2.8∼5.8 m	護岸、胸壁、突堤、潜堤(人エリ	・生態系と自然景観の積極的な保全に努めつつ、海岸づくりを推進	・高潮、津波及び波浪による被害から背後地を防護し、海岸の長期	・砂浜や背後に広がる保安林をはじめとした自然環境の保全に努め岸美化活動を推進する。	・小水浦地区の砂浜や背後の保安林等の自然にふれることができる との調和を図りつつ、海洋性レクリエーション空間としての一体 るとともに、海岸利便施設の維持、漁港利用の維持及び海岸利用 発に努める。	・南海トラフ地震に対する耐津波対策を行う	・津波時の浸水被害から背後地を防護するため、防潮ライン未整備壁、陸閘等を計画する。 ①整備海岸延長 :100m ②整備内容 :胸壁等(延長100m)、陸閘(2基)	・高潮及び津波時の浸水被害の防止	・浸水に対する防護機能の向上	・自然環境の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・漁港利用の維持 ・海岸利用者へのマナー啓発
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	市 環境の整備と 保全	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項

この地図は、国土地理院の教館地図200000及び教館地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

8
叩
梅

															この地図は、国土地理院の敷値地図200000及び教館地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。
師		·€	and		日本素	Massour Massou	機限の	一 	対はは 対は 対は 対は 対は 対は 対は 対		マン・メト Math	(atti)			この地図は、国土地
環境保全重視エリア	南あわじ市阿万地区	国土交通省(港湾局)	8.5 m			りを推進する。		進する。			陸閘等の整備を行う。 基)				
エリア特性	区	所管	沖波波高 (H₀)		消波堤、防波堤、陸閘	保全に努め、海岸づく	°2°	もに、海岸美化活動を推進する。	利用形態に応じた整備を推進する。	波対策を行う。	:防止するため、胸壁、陸 (延長40m) 、陸閘(3基)		機能の向上	の推進	
阿万地区	阿万港海岸	当蛍纸砂	T.P. + 2.35 m	T.P. + 2.8∼5.8 m	堤防、護岸、突堤、離岸堤、消	ふまままましかが、新屋の精産的な保全に努め、海岸がくりを推進する	・津波による浸水被害を防護する。	・生態系の保全に努めるととも	・地域の特性、利用形態に応じ	・南海トラフ地震に対する耐津波対策を行う。	・津波による背後地の浸水を防止するため、胸壁、 ①整備海岸延長 : 40m ②整備内容 : 胸壁(延長40m)、陸閘(3	・津波時の浸水被害の防止	・津波による浸水に対する防護機能の向上	・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発	
mカン・10 エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 協議の整備と 条子	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	

6
٠
卟
14

	中 								双面中		# browle	潜堤(人工リーフ)			0 200 400 600 800 1000 (m)	この地図は、国土地理院の教値地図200000及び教値地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。
	環境保全重視エリア	南あわじ市吹上地区	農林水産省(農振局)	8.5 m			海岸づくりを推進する。	背後地の農業生産基盤の機能維	全に努めるとともに、海岸美	場を目指す。	設の嵩上げ等を行う。	に配慮した潜堤(人エリー (人エリーフ)(6基) に配慮する。	復保全。			
	エリア特性	区域	所管	沖波波高 (Ho)			保全に努めつつ、海岸	越波等を防止し、	生態系や自然景観の保	、自然とのふれあいの場を目指す	するため、海岸保全施	を防護するために景観を改修する。 を改修する。 (延長316m)、潜堤(上浜の貴重な海浜植物	と海辺の自然景観の回	能の向上	景観の保全の推進	
	阿万塔区	南淡海岸	砂浜海岸	T.P. + 2.35 m	T.P. + 2.8∼5.8 m	堤防	・生態系と自然景観の積極的な保全に努めつつ、	・砂浜の海岸線の後退及び飛砂、持を図る。	・貴重な吹上浜の豊かな海辺の生態系や自然景観の保全に努めると化活動を推進する。	・ゴミの投棄、焼却等を防止し、	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・飛砂及び越波から背後の農地を防護するために景観に配慮した潜堤(人エリフ)を計画する。また、堤防を改修する。 ① 整備海岸延長 : 1,312m ②整備内容 : 堤防改修(延長316m)、潜堤(人エリーフ)(6基) ※留意事項 整備の実施に当たっては、吹上浜の貴重な海浜植物に配慮する。	・飛砂、越波からの農地の防護と海辺の自然景観の回復保全	・侵食・飛砂対策による防護機能の向上	・飛砂、越波からの農地の防護 ・吹上浜の貴重な生態系と自然景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・自然とのふれあいの場づくり ・海岸利用者へのマナー啓発	
	エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 環境の 保全 を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	

0
20
卟
1441

	≥⊕								H B B H H H H H H H					
環境保全重視エリア	南あわじ市福良地区	国土交通省(港湾局)	6.6 m			海岸づくりを推進する。	水被害の軽減を図る。	9 Z°		計上げ等を行う。	を図るため胸壁、護岸等の 5陸間、ේ間を自動化する。 (延長40m)、 値門(2基) 3基)、水門(3基)			
エリア特性	区域	所	沖波波高 (H ₀)		、排水機場		害を防護、津波による浸水被害の軽減	こ、海岸美化活動を推進す	た整備を推進する。	対策を行う。 改修を行う。 るため、海岸保全施設のj	皮による浸水被害の軽減 からの安全性を高めるたら に長430m)、護岸改良 と)、排水機場機器更新(IJ	の向上	の推進
福良港	福良港海岸	防潮護岸	T.P. + 2.35 m	T.P. + 2.8∼5.8 m	護岸、胸壁、水門、樋門、陸閘、	・生態系と自然景観の積極的な保全に努めつつ、	・低地帯への高潮による浸水被害を防護、	・生態系の保全に努めるとともに、	・地域の特性、利用形態に応じた整備を推進する。	・南海トラフ地震に対する耐津波対策を行う。 ・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。 ・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行	・高潮による越波を防止し、津波による浸水被害の軽減を図るため胸整備を計画する。また、津波からの安全性を高めるため陸閘、樋門型備海岸延長 :2,145m : 胸壁等(延長430m)、護岸改良(延長40m)、2整備内容 庭間(9基)、排水機場機器更新(3基)、水門(・高潮・津波時の浸水被害の防止	・越波や浸水に対する防護機能の向上	・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 の 保全 を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項

21	
番号::	

				日度が	***	Masour Araba		五 図 第2排水機場 水門(1基) 水 明 に	: 设证地项	福用	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	[重力式新設区間] [成設嵩上げ区間] [水門区間] [水門区間]	1.P. 45.9m 推力面 推力面 推力面 1.P. 45.9m 加上了 1.P. 45.9m 加		この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教館地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。
仲		.,,,,,				Can.			 		7	1		V	
環境保全重視エリア	南あわじ市湾口地区	国土交通省(港湾局)	6.6 m			りを推進する。		進する。			、水門の整備を行う。 水門 (3基)				
エリア特性	区	所 管	沖波波高 (No)			保全に努め、海岸づく	°9°	に、海岸美化活動を推進する。	た整備を推進する。	波対策を行う。	の浸水を軽減するため津波防波堤、水門の雪: 1, 100m: : 1, 180m: : 津波防波堤(延長1, 100m)、水門(3基)		機能の向上	の推進	
福良地区	福良港海岸	防潮護岸	T.P. + 2.35 m	T.P. + 2.8∼5.8 m	離岸堤	・生態系と自然景観の積極的な保全に努め、海岸づくりを推進する	・津波による浸水被害を軽減する。	・生態系の保全に努めるとともに、	・地域の特性、利用形態に応じた整備を推進する。	・南海トラフ地震に対する耐津波対策を行う。	・津波による背後地の浸水を軽減するため津波防波堤、水門の整備 ①整備海岸延長 :1,100m ②整備内容 :津波防波堤(延長1,100m)、水門(3基)	・津波時の浸水被害の軽減	・津波による浸水に対する防護機能の向上	・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発	
エリア名	海市名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 高 の を 発 を を を を を を を を を を を を を を を を を	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	

22
番号

				XA					排水機場 木門(1基) 陸閘	The state of the s	第2条件で 株本機構 大門(1巻) 大門(1巻) 大門(1巻)		0 200 400 600 800 1000 (m)		
配	N. Children	\ •	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7	·旧**果	Maroun Sana	(2) 投票	中 回 図 :: :: : : : : : : : : : : : : : : :	: 財苗岩質		図パーメト	*		=	この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教信地図2600(平成27年時点)に整備計画内容を追配したものである。
環境利用調整エリア	南あわじ市伊毘地区	農林水産省(水産庁)	4.6 m			対策に努めつつ、海岸づくり	高潮による災害に対して安全な海岸づくりを進	、海岸美化活動を推進する。		設の嵩上げ等を行う。	及び水門、排水機場等を計画:)、排水機場 (1基)				
エリア特性	区	所管	沖波波高 (帖)			保持に向けた積極的な	し、高潮による災害に	保全に努めるとともに	マナー啓発に努める。	するため、海岸保全施	£地を防護するため、胸壁及 (延長100m) 、水門(1基)	止が要望されている。		の推進	
西淡南地区	伊毘漁港海岸	砂浜海岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2∼1.9 m	なし	・生態系の保全と安定した水質保持に向けた積極的な対策に努めつつ、海岸づく を推進する。	・胸壁、水門、排水機場を整備し、める。	・生態系の保全及び自然景観の保全に努めるとともに、	・水上バイク等海岸利用者へのマナ	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う	・高潮時の浸水被害から背後地を防護するため、胸壁及び水門、 する。 ①整備海岸延長 :100m ②整備内容 :胸壁(延長100m)、水門(1基)、排水梯	・高潮、高波浪による被害の防止が要望されている。	・浸水に対する防護機能の向上	・生態系と 自然環境の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発	
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 温境の整備と 条金 を を を を を を を の の を が の の の の の の の の の	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	

~
23
卟
梅

								図画中では、「「「「」」をは、「」」をは、「」」をは、「」」をは、「」」をは、「」」をは、「」」をは、「」」をは、「」」をは、「」」をは、「」」をは、「」」をは、「」」をは、「」」をは、「」」をは、「」	回点: ■	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		大人一心図				
環境利用調整エリア	南あわじ市阿那賀地区	農林水産省(農振局)	5.1 m			対策に努めつつ、海岸づくり	全な海岸づくりを進める。	、海岸美化活動を推進する。		設の嵩上げ等を行う。	施設の未整備区間について堤					
エリア特性	区域	所管	沖波波高 (H₀)			【保持に向けた積極的な	高潮、高波浪による災害に対して安全な海岸づく	保全に努めるとともに	マナー啓発に努める。	するため、海岸保全施	F防護するため、海岸保全 (延長50m)	高波浪による被害の防止が要望されている。		りの推進		
西淡南地区	西浜海岸	砂浜海岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2∼1.9 m	堤防	・生態系の保全と安定した水質保持に向けた積極的な対策に努めつつを推進する。	・堤防を整備し、高潮、高波浪	・生態系の保全及び自然景観の保全に努めるとともに、海岸美化活動	・水上バイク等海浜利用者へのマナー啓発に努める	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を	・高潮・高波浪から背後地を防護するため、海岸保全施設の未整備区 防を計画する。 ①整備海岸延長 :50m ②整備内容 :堤防(延長50m)	・高潮、高波浪による被害の防	・高潮に対する防護機能の向上	・生態系と自然景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発		
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	神 と を を を を を を を を を を を を を を を を を を	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項		

24	
• •	
奉	

					The state of the s			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.			NIS EN		Toward に 国土地研除の影響機構図のnononの77代数解地図のnonon(江市の74年時 5)と重視単一面内容を注明 「トルのイネス
<u>im</u> K	C.D.								当际 排水機場 (水門(1基)	大学 医中央		開電の発表を表する。	本門(1基)	
環境利用調整エリア	南あわじ市阿那賀地区	農林水産省(水産庁)	4.6 m			対策に努めつつ、海岸づくり	高潮による災害に対して安全な海岸づくりを	、海岸美化活動を推進する。		設の嵩上げ等を行う。	及び水門、排水機場等を計画、 排水機場 (1基)			
エリア特性	区	所管	沖波波高 (N)			保持に向けた積極的な	備し、高潮による災害	保全に努めるとともに	マナー啓発に努める。	するため、海岸保全施	を防護するため、胸壁 ξ1.5m)、水門(1基) ξ2.5m)、水門(1基)	止が要望されている。		の推進
西淡南地区	阿那賀漁港海岸	崇 崇	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2∼1.9 m	護岸	・生態系の保全と安定した水質保持に向けた積極的な対策に努めつつ を推進する。	・胸壁、水門、排水機場等を整備し、進める。	・生態系の保全及び自然景観の保全に努めるとともに、	・水上バイク等海浜利用者へのマナ	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・高潮時の浸水被害から背後地を防護するため、胸壁及び水門、排水機場等を計画する。 する。 ①整備海岸延長 :10m ②整備内容 :胸壁(延長1.5m)、水門(1基)、排水機場(1基)	・高潮、高波浪による被害の防止が要望されている。	・高潮に対する防護機能の向上	・生態系と自然環境の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発
エリア名	海岸名	アトタ岩敏	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 環境の整備と の 保全 種	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項

25
番号

					世代素	· marrow Caraca		平 高 図 : 既設 : 財政 : 計画 : 計画	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	楽術 ※様 ※様 ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を を を を を を を を を を を を を を		離岸堤(新設)	(D 200 400 600 800 1000 (m) 形
環境利用調整エリア	南あわじ市阿那賀地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	4.8 m			対策に努めしつ、海岸近くり		化活動を推進する。		設の嵩上げ等を行う。	C既設離岸堤の改良及び新設を計 離岸堤新設(延長65m)	曼食や越波による塩害は、日 まれている。		
エリア特性	区	所管	沖波波高 (H ₀)			・生態系の保全と安定した水質保持に向けた積極的な対策に努めつつ、海岸づくを推進する。		めるとともに、海岸美	労のるとともに、海岸 ごた整備を推進する。	するため、海岸保全施	害を防止するために既 は (延長320m)、離	\$、人家があり、海岸のいら、抜本的な対策が望いら、		推進の推進
西淡南地区	西淡海岸	直立護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2∼1.9 m	護岸、離岸堤		・越波防止を進める。	・生態系や海岸景観の保全に努めるとともに、海岸美化活動を推進する。	・地域の特性、利用形態に応じた整備を推進する。	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う	・来襲波の低減により、越波被害を防止するために既設離岸堤の改り 画する。 ①整備海岸延長 : 320m ②整備内容 : 離岸堤改良(延長320m)、離岸堤新設(延長	・背後は海と山と狭隘地に道路、人家があり、海岸の侵食や越波に。 常生活に直結していることから、抜本的な対策が望まれている。	・防災機能の向上	・侵食対策に向けた施設整備の推進 ・生態系と海岸景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発
エリア名	新 斯 名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 岸 環境の整備と 日 保全 標	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項

9
7
叩
海

本 ※								中 西 区 : : : : : : : : : : : : : : : : : :			本の ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一	離岸堤(新設)		0 200 400 600 800 1000 (m) ##
環境利用調整エリア	南あわじ市志知川組地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	4.8 m			対策に努めつつ、海岸づくり		海岸美化活動を推進する。			止するために、養浜及び養浜	曼食や越波による塩害は、日 まれている。		
エリア特性	区	所管	沖波波高 (H ₀)			保持に向けた積極的なシ	・砂浜の侵食防止及び越波防止を進める。		利用形態に応じた整備を推進する。	切な対策を行う。	侵食及び越波被害を防 画する。 b)、養浜	、人家があり、海岸の ら、抜本的な対策が望		推進の推進
西淡南地区	西淡海岸	直立護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2∼1.9 m	護岸、突堤	・生態系の保全と安定した水質保持に向けた積極的な対策に努めつつを推進する。		・生態系や海岸景観の保全に努めるとともに、	・地域の特性、利用形態に応じ、	・海岸侵食を防止するため、適切な対策を行う	・来襲波の低減により、砂浜の侵食及び越波被害を防止するために、砂流出防止のための突堤を計画する。 ①整備海岸延長 : 500m ②整備内容 : 突堤(2基)、養浜	・背後は海と山と狭隘地に道路、人家があり、海岸の侵食や越波によ 常生活に直結していることから、抜本的な対策が望まれている。	・防災機能の向上	・侵食対策に向けた施設整備の推進 ・生態系と海岸景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 環境の整備と 条金 を余字	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における配慮事項

機能市 概念わじ市 及び島									も数		* 陸剛改良 福門改良 離岸堤(改良)	離岸堤(新設) / (((((((((((((((((((((((((((((((((((0 200 400 600 800 1000 (m) 調			
中		²€)		2		^	平 M M M M M M M M M M	類							
環境利用調整エリア	南あわじ市丸山地区	農林水産省(水産庁)	4.4 m			対策に努めつつ、海岸づくり	海岸の長期安定化を図る。	進する。	漁港利用の維持・充実を図る		護するため、陸閘改良等を計;)	%				
エリア特性	区域	所管	沖波波高 (N)					呆持に向けた積極的な	,	こ、海岸美化活動を推進する	役整備と連携しつつ、 ゲー啓発に努める。	皮対策を行う。	の越波・浸水被害から背後地を防部 : — : 陸閘改良 (9基)、樋門改良(2基)	5上対策が望まれてい	能の向上	り推進
西淡南地区	丸山漁港海岸	直立護岸、岩礁	T.P. + 2.25 m	T. P. + 1.2∼1.9 m	護岸、胸壁、離岸堤、樋門、陸閘	・生態系の保全と安定した水質保持に向けた積極的な対策に努めつつ、 を推進する。	・高潮及び津波による被害から背後地を防護し	・生態系の保全に努めるとともに、	・漁港内で行われている交流施設整備と連携しつつ、 とともに、海岸利用者へのマナー啓発に努める。	・南海トラフ地震に対する耐津波対策を行う。	・高潮及び津波時等の越波・浸水被害から背後地を防護するため、 画する。 ①整備海岸延長 : 一 ②整備内容 : 陸閘改良(9基)、樋門改良(2基)	・高潮及び津波時の浸水被害の防止対策が望まれている	・高潮及び津波に対する防護機能の向上	・生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・漁港利用の維持 ・海岸利用者へのマナー啓発		
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 岸 環境の整備と の 保全 語	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項		

この地図は、国土地理院の教値地図200000及び教値地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

28
番号

(本)									1	200 400 600 800 1000 (m)	潜堤(人工J)—7) 横浜	本人類響		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	啉		<i>*</i> €)			37		中 一 区 区 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三		=		(2.9) (A)		
! !	環境保全重視エリア	南あわじ市湊地区	国土交通省(港湾局)	4.1 m			全に努めつつ、海岸づくりを		進する。			を行い安全性の向上を図る。			
	エリア特性	区域	所管	沖波波高 (Ho)		幾場	、砂浜等の積極的な保		こ、海岸美化活動を推	た整備を推進する。	の改修を行う。	朝時の背後低地の防護 夏新(1基)		機能の向上	の推進
	西淡北地区	湊港海岸	 賴	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2~1.9 m	堤防、護岸、樋門、陸閘、排水機場	・慶野松原の自然景観と生態系、砂浜等の積極的な保全に努めつつ、推進する。	・高潮時の浸水防止を図る。	・生態系の保全に努めるとともに、海岸美化活動を推進する。	・地域の特性、利用形態に応じた整備を推進する。	・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。	・排水機場を整備することで高潮時の背後低地の防護を行い安全性の向上を図る。 ①整備海岸延長 :- ②整備内容 :排水機場更新 (1基)	・高潮時の浸水防止	・高潮による浸水に対する防護機能の向上	・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発
番号:28	エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 環境の整備と の 保全 種子	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項

29
卟
幽

A							Mashum Andrew		中面 图 : 既設 0 200 400 600 800 1600 (m)				(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	the state of the s	
	環境保全重視エリア	南あわじ市松帆地区	農林水産省(農振局)	4.1 m			全に努めつつ、海岸づくりを	°	景観の保全に努めるとともに、	う、水上バイク等海浜利用の の充実を図る。	設の嵩上げ等を行う。	もに、海水浴場としての機能 堤(人エリーフ)を計画し、	能充実。		
1	エリア特性	区域	所管	沖波波高 (Ho)			、砂浜等の積極的な保全に努めつつ	の災害を未然に防止す	の生態系や白砂青松の	ふれることができるよ ゾート地としての機能	ずるため、海岸保全施 JJな対策を行う。	波被害を防止するとと 生態系にも配慮した灌 エリーフ)(2基)、 野浜の貴重な海浜植物	、海水浴場としての機能充実。	干申	然景観の保全 の推進 能充実
	由淡光岩区	西淡海岸	砂浜海岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2~1.9 m	堤防、潜堤(人エリーフ)	・慶野松原の自然景観と生態系、推進する。	・砂浜海岸の侵食及び背後地への災害を未然に防止する。	・貴重な慶野松原の豊かな海辺の生態系や白砂青松の景観の保全に海岸美化活動を推進する。	・すばらしい白砂青松の自然にふれることができるよう、水上バイマナー啓発を進め、観光・リゾート地としての機能の充実を図る	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等・海岸侵食を防止するため、適切な対策を行う。	・砂浜の侵食及び背後地への越波被害を防止するとともに、海水浴場としての機能維持のために、養浜と景観や生態系にも配慮した潜堤(人エリーフ)を計画し、砂浜を面的に保全する。 ①整備海岸延長 : 615m ②整備内容 : 潜堤(人エリーフ)(2基)、養浜 ※留意事項 整勝浜の貴重な海浜植物に配慮する。	・松林と砂浜の積極的な保全と、	・砂浜の侵食防止と防護機能の向土	・慶野松原の貴重な生態系と自然景観の保全・住民参加による海岸美化活動の推進・観光・リゾート地としての機能充実・海岸利用者へのマナー啓発
番号:29	エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 湯 場 場 場 場 の を を を を を を を を の の を を の を を を を	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項

この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教植地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

30
番号

							の語彙	平面図 : 既設 : 計画 0 200 400 600 800 1600 (m)			海堤(人工リーフ) 海海(人工リーフ) 海海(大工リーフ)	指大機場	THE STATE OF THE S	The state of the s	この地図は、国土地建院の教植地図200000及び教植地図25000(平改27年時点)に整備計画内容を追記したものである。
環境保全重視エリア	南あわじ市慶野五色地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	4.1 m			づくりを推進する。		いる自然景観の保全に努める	じた整備を推進する。	殳の嵩上げ等を行う。	(人エリーフ)、養浜を計画す養浜				
エリア特性	区	所	沖波波高 (H ₀)			保全に努めつつ、海岸	成の防止を図る。	kが名勝に指定されて 進する。	或特性、利用形態に応	するため、海岸保全施 37な対策を行う。	海浜の安定化を図るため潜堤 (、 420m 潜堤 (人エリーフ) (1基)、 遭	れている。	利用の促進	 	
西淡北地区	西淡海岸	砂浜海岸	T. P. + 2.25 m	T.P. + 1.2∼1.9 m	潜堤(人エリーフ)	・生態系と自然景観の積極的な保全に努めつつ、海岸づくりを推進す	・砂浜の侵食防止とともに、越波の防止を図る。	・貴重な慶野松原の生態系や松林が名勝に指定されている自然景観の保全に努めるとともに、海岸美化活動を推進する。	・海水浴等の海岸利用など、地域特性、利用形態に応じた整備を推進する	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う・海岸侵食を防止するため、適切な対策を行う。	・海岸侵食を防止し、海浜の安5 る。 ①整備海岸延長 : 420m ②整備内容 : 潜堤 (人:	・慶野五色地区の保全が求められている。	・慶野五色浜の保全による海岸利用の促進	・慶野五色の貴重な生態系と自然景観の保全・住民参加による海岸美化活動の推進・海岸利用者へのマナー啓発	
曲5:30 エリア名	神子	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防臓	海 の 保全 加 保全 加	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	

31
番号

事 其	図画片		(Aエリーフ)	(A)	潜堤(人工リーフ)		この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教信地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。
環境保全重視エリア	ンへりで推進する。	に2250年に101、1474年に1575年に 利用形態に応じた整備を推進する。		毎浜の安定化を図るため潜堤 呆全する。 養浜			
エリア特性 区域 所 億 沖波波高 (H ₀)	14年末まに劣のブラン、 毎年越波の防止を図る。	地域の特性、利用形態に	Fるため、海岸保全施 70な対策を行う。	c る砂の移動を制限し、海 H面し、背後地を面的に保 Im (人エリーフ) (3基)、乳	5°.	の佐進の推進	
五色南地区 エリア特性 環境保全 五色海岸 区域 洲本市 直立護岸 所管 (水管理・ T.P. + 2.25 m (Ho) 4. I.P. + 1.2~1.9 m (Ho) 4. 護岸、突堤、離岸堤、潜堤(人エリーフ)、陸閘 カースリース・ カース・	・主応米と自然京戦の債極的なよ・砂浜の侵食防止とともに、越済・砂浜の侵食防止とともに、越済・・貴重な五色浜の生態系や自然	する。 おる。 海水浴等の海岸利用など、	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を・海岸侵食を防止するため、適切な対策を行う。	・海岸侵食防止及び漂砂による砂の移動を制限し、海浜の安定化を図 (人エリーフ)、養浜を計画し、背後地を面的に保全する。 ①整備海岸延長 :1.070m ②整備内容 :潜堤(人エリーフ)(3基)、養浜	・五色浜の保全が求められている。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
# 5 : 3 l エリア名 海 岸 名 海岸タイプ 設計高潮位 (H. H. W. L) 設計津波水位 現況の施設	-`	の 条次の正面 保全・	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果 海岸管理における 配慮事項	

32
番号

**								中国区 : 既設 : 計画		The state of the s	国の田 日 日 日 日 日 日 日 日 日		A A AUT.		この地図は、国土地理院の教育地図200000及び教育地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追归したものである。
環境保全重視エリア	洲本市鳥飼地区	農林水産省(水産庁)	3.8			海岸づくりを推進する。	定化を図る。	浜である。その特性と五色石化活動を推進する。	、自然環境との整合を図りつ 浜利用のマナー啓発等も進め	設の嵩上げ等を行う。		な海岸整備を行いたい。特に ままで維持保存したい。			79
エリア特性	区	所	沖波波高 (H。)				坊護し、海岸の長期安定化を図る。	憂われている数少ない めるとともに、海岸美	れることができるようた、水上バイク等の海	するため、海岸保全施	<u>활</u> を計画する。 (延長550m)	ヨしやすく、より自然 いては極力自然海岸の		の推進	
五色南地区	鳥飼漁港海岸	王石海岸、直立護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2∼1.9 m	護岸、突堤、離岸堤	・生態系と自然景観の積極的な保全に努めつつ、	・高潮による被害から背後地を防護し、	・新五色浜は、海岸線が玉石で覆われている数少ない浜である。その保全及び生態系の保全に努めるとともに、海岸美化活動を推進	・新五色浜の砂浜や自然等にふれることができるよう、自然環境とつ一体的な利用を進める。また、水上バイク等の海浜利用のマナ-る。	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等	・防潮ラインの確保のため胸壁を計画する。 ①整備海岸延長 : 550m ②整備内容 : 胸壁等(延長550m)	・五色石を十分に生かした、利用しやすく、より自然な海岸整備を 侵食等の被害が無い箇所においては極力自然海岸のままで維持保	・高潮に対する防護機能の向上	・新五色浜の生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発	
エリア名	第一年	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防臓	海 の の の の の の の の の の の の の	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における配慮事項	

33
番号

(本)							C) IEE S		沙山市域 (大)	東京 東	地震	イメージ図		大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大		この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教信地図26000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。
河		*€)			N. S.		月	₩ 							
環境利用調整エリア	洲本市角川船瀬地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	4.0 m			ともに、海洋性レクリエーショ		進する。		段の嵩上げ等を行う。	る。既設護岸と併せて海岸全	(延長2,230m)				
エリア特性	区	所管	沖波波高 (Ho)			対策を推進するととりを推進する。		、海岸美化活動を推進する。	整備を推進する。	るため、海岸保全施 な対策を行う。	堤及び護岸を計画す	、離岸堤		害の改善)	進進	
五色北地区	五色海岸	コンクリート護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2∼1.9 m	護岸、突堤、離岸堤	・生態系の保全に努めつつ、高潮対策を推進すると ン資源等の連携による海岸づくりを推進する。	・越波防止を進める。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生態系の保全に努めるとともに、	・地域の特性、利用形態に応じた整備を推進する。	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行・海岸侵食を防止するため、適切な対策を行う。	を図	①整備海岸延長 : 2, 230m ②整備内容 : 護岸 (延長400m)	・越波(しぶき)対策の推進	・防護機能の向上(越波による被害の改善)	・侵食対策に向けた施設整備の推進 ・生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発	
エリア名	斯 市 名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 環境の整備と 保全 保全 保予 による おいきん はっちん はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょ はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要		地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	

34	
無	

X	w							平面図 : 既設 : 即過 : 即過 : 計画 : 計域提				(新国工) (東国工)				
環境利用調整エリア	洲本市北角川角川地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	4.0 m			とともに、海洋性レクリエーショ	こもに、海岸の長期安定化を	、周辺環境との調和による地域環境の向上と海岸		殳の嵩上げ等を行う。	するとともに、既設護岸の前 ため護岸、胸壁等を計画し、	im)、離岸堤(2基)				
エリア特性	屋区	所管	沖波波高 (H ₀)			朝対策を推進するととさくりを推進する。	への被害を防止すると、	ら、周辺環境との調和	න る。	するため、海岸保全施 の改修を行う。	として、離岸堤を計画 、防潮ラインの確保の	{45m)、胸壁等 (延長40m)、 E長50m)	飛沫の被害に対する要望が強い。		の推進	
五色北地区	五色海岸	直立護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2∼1.9 m	護岸、突堤	・生態系の保全に努めつつ、高潮対策を推進するン資源等の連携による海岸づくりを推進する。	・飛沫や越波を防止し、背後地への被害を防止するとともに、海岸の長期安定化を図る。	・背後に集落地を有することから 美化活動を推進する。	。多め終こ発発一七字の者用精神ので	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。 ・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。	・冬季波浪・台風時の飛沫対策として、離岸堤を計画するとともに、 面に消波堤を計画する。また、防潮ラインの確保のため護岸、胸 海岸全体の面的防護を図る。	①整備內容 : 319m ②整備內容 : 護岸(延長45m)、 消液堤(延長50m)	・冬季波浪時に、飛沫の被害に	・高潮に対する防護機能の向上	・周辺景観との調和 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・漁港利用の維持 ・海岸利用者へのマナー啓発	
田々・34	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 岸 環境の整備と 回 保全	公衆の適正な利用	整備の必要性	を発生を使用を開発を使用しません。		地元の要望	期待される効果	海岸管理における配慮事項	

32
番号

									, 0 200 400 600 800 1000 (m)		ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	離岸堤/	護序、	唯学提 /	この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。
	一种		→		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	在长星	The state of the s	7 5000	平	· 对自为		図が一メケ		被職プロック (MALMAL	基礎捨石	「国、だ図第のハ
	環境利用調整エリア	洲本市北角川都志地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	4.0 m			もに、海洋柱レクリエーショ	:を整備し、長期安定を図る。	進する。			護岸を計画し、海岸全体の面的防	進による地域の活性化	:岸利用の促進による地域の活		
	エリア特性	区域	所管	沖波波高 (H₀)			潮対策を推進するとと くりを推進する。	.地を防護するため護岸	に、海岸美化活動を推進する。	利用形態に応じた整備を推進する。	切な対策を行う。		海水浴場の整備等の海岸利用の促進による地域の	保養施設と連携した海	の推進	
	五色北地区	五色海岸	礫浜海岸	T. P. + 2. 25 m	T.P. + 1.2~1.9 m	護岸、突堤、離岸堤	・生態系の保全に努めつつ、高潮対策を推進するとともに、海洋性レン資源等の連携による海岸づくりを推進する。	・海岸侵食による被害から背後地を防護するため護岸を整備し、	・生態系の保全に努めるとともに、	・地域の特性、利用形態に応じ	・海岸侵食を防止するため、適切な対策を行う	・北側にある海水浴場などの海浜利用を考慮し、 護を図る。 ①整備海岸延長 :1,030m ②整備内容 :護岸(延長1,030m)	・侵食対策の推進、海水浴場の	・防災機能の向上及び周辺健康保養施設と連携した海岸利用の促進に 性化	・生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・健康海岸としての機能確保 ・海岸利用者へのマナー啓発	
SS : T: H	エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 の を を を を を を を を を を を を を	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	

36
番号

一种								平面図 <td line<="" rowspan="2" th="" =""><th>出土</th><th>東京 100 日本 100</th><th>0 200 400 600 800 1000 (m) 事</th><th>海港・港湾等の施設 海岸県全施政 エメート</th><th>Talay /</th><th>・ 事務工</th></td>	<th>出土</th> <th>東京 100 日本 100</th> <th>0 200 400 600 800 1000 (m) 事</th> <th>海港・港湾等の施設 海岸県全施政 エメート</th> <th>Talay /</th> <th>・ 事務工</th>	出土	東京 100 日本 100	0 200 400 600 800 1000 (m) 事	海港・港湾等の施設 海岸県全施政 エメート	Talay /	・ 事務工
環境利用調整エリア	洲本市北角川都志地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	3.7 m			もに、海洋性レクリエーショ	定化を図る。	進する。			設の嵩上げ等を行う。	を計画する。			
エリア特性	区英	所管	沖波波高 (H ₀)			潮対策を推進するとと くりを推進する。	防護し、海岸の長期安	に、海岸美化活動を推	<i>ቜ</i> ፞፞ፚዼ _°	するため、海岸保全施	るため、護岸の嵩上げを計画する。 [100m)	I	の向上	の推進	
五色北地区	都志港海岸	礫浜海岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2∼1.9 m	護岸	・生態系の保全に努めつつ、高潮対策を推進するとともに、海洋性レグ ン資源等の連携による海岸づくりを推進する。	・高潮による被害から背後地を防護し、海岸の長期安定化を図る。	・生態系の保全に努めるとともに、海岸美化活動を推進する。	・海岸利用者へのマナー啓発に努める。	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・高潮からの背後地の防護を図るため、 ①整備海岸延長 :100m ②整備内容 :護岸(延長100m)		・護岸等の整備による防護機能の向上	・生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発	
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 岸 環境の整備と 回 保全 標金	公衆の適正な 利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	

37
番号

					Extension of the control of the cont	Month Asses	₽38.			護岸攻修一大村、排水機場			400 600 800 1000 (m)	「一」 「「「「」」 「「」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」
呼喊		≥ €)		7				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				0 200 400 6) 2
環境利用調整エリア	淡路市撫地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	3.7 m			向けた海岸づくりを推進す	定化を図る。	海岸美化活動を推進する。	త న్ _ం	設の嵩上げ等を行う。	を図る。 是 (延長220m)			
エリア特性	区域	所管	沖波波高 (H₀)			こ、海浜利用の向上に向けた海岸づく	坊護し、海岸の長期安定化を図る。	ともに、	利用のマナー啓発に努	するため、海岸保全施 の改修を行う。	敦修し、安全性の向上を図る (延長720m)、離岸堤 (延手		被害の改善)	権進 全 の推進
一字北地区		緩傾斜護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2∼1.9 m	護岸、突堤、離岸堤、樋門、陸閘	・生態系の保全に努めるとともに、る。	・津波による被害から背後地を防護し、	・貴重な生態系や海岸景観の保全に努めると	・海岸利便施設の維持と、海浜利用のマナー啓発に努める。	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。	・老朽化した護岸及び離岸堤を改修し、 ①整備海岸延長 : 2, 100m ②整備内容 : 護岸改修 (延長7)	・越波(しぶき)対策の推進	・防護機能の向上(越波による被害の改善)	・侵食対策に向けた施設整備の推進 ・貴重な生態系や海岸景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	連	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項

**************************************	本 其							平面図 N 0 200 400 600 800 1000 (m)						
環境利用調整エリア	淡路市尾崎地区	農林水産省(水産庁)	3.5 m			向けた海岸づくりを推進す	の長期安定化を図る。	助を推進する。	然環境との調和を図りつつ、海 進めるとともに、海岸利便施設 一啓発に努める。	设の嵩上げ等を行う。	登等を計画する。 基)			
エリア特性	区	所管	沖波波高 (H ₀)		(人エリーフ)、陸閘	に、海浜利用の向上に	背後地を防護し、海岸	とともに、海岸美化活動	とができるよう、自然 しての一体的利用を進 海浜利用者へのマナー	するため、海岸保全施	é地を防護するため、胸壁 (延長356m) 、水門(1基	められている。		の推進
一宮北地区	尾崎漁港海岸	砂浜海岸、直立護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2∼1.9 m	護岸、突堤、離岸堤、潜堤(人	・生態系の保全に努めるとともに、海浜利用の向上に向 る。	・高潮及び波浪による被害から背後地を防護し、海岸の長期安定化を図る。	・貴重な生態系の保全に努めるとと	・地区の砂浜や自然にふれることができるよう、自然環洋性レクリエーション空間としての一体的利用を進め の維持、漁港利用の維持及び海浜利用者へのマナー啓	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・高潮時の浸水被害等から背後地を防護するため、胸壁等を計画する。 ①整備海岸延長 : 356m ②整備内容 : 胸壁等(延長356m)、水門(1基)	・海岸利用者のマナー向上が求められている	・高潮に対する防護機能の向上	・貴重な生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海浜や漁港利用の維持 ・海岸利用者へのマナー啓発
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 高 場 場 場 場 の を を を を を を を を を を を を を を を	次 公衆の適正な 利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項

この地図は、国土地理院の教権地図200000及び教権地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

39
番号

与								平面图 : 既設 : 開設 : 計画		在 四 四 一 四 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	図パーメア 「West of the state of	(1) 大学 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	Taby #	工 整 境/	この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教信地図26000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。
環境利用調整エリア	淡路市斗の内地区	農林水産省(水産庁)	3.4 m			用の向上に向けた海岸づくり	海岸の長期安定化を図る。	を推進する。	- 向上に努める。	殳の嵩上げ等を行う。	ることで、高潮による浸水被				
エリア特性	区	所管	沖波波高 (H ₀)			めるとともに、海浜利		ともに、海岸美化活動を推進する	もに、海岸利用のマナー向上に努め	するため、海岸保全施	備の箇所があり、護岸高を確保することで、 る必要がある。 : 380m : 胸壁等(延長380m)、水門 (1基)	が望まれている。		の推進	
北淡南地区	浅野漁港海岸	直立護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2~1.9 m	なし	・生態系と自然景観の保全に努めるとともに、海浜利用の向上に向 を推進する。	・高潮及び波浪による被害から背後地を防護し、	・周辺環境との調和に努めるとともに、	・漁港利用の維持に努めるとともに、	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う	・防潮ラインが未整備の箇所があり、 害から背後地を守る必要がある。 ①整備海岸延長 : 380m ②整備内容 : 胸壁等(延長38	・漁業活動に配慮した施設整備が望まれている	・高潮に対する防護機能の向上	・周辺環境との調和 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・漁港利用の維持 ・海岸利用者へのマナー啓発	
甘ゥ・35 エリア名	油 库	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 の 保 会 を を を を を を を を を を を を を	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における配慮事項	

40
番号

(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			2000年		出来家	一番がかび市 一番がかび市		中面 図		をを受ける。 1975年	至,市	護庫 (断面図)	TEI.	「上水工」 T上水工 T上水工 T上水工 TH TH TH TH TH TH TH T
環境利用調整エリア	淡路市浅野地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	3.5 m			海浜利用の向上に向けた海岸づくり		進する。		の嵩上げ等を行う。	既設護岸と併せて海岸全体の 20m)、護岸改修(延長120m)			
エリア特性	区	所管	沖波波高 (船)					に、海岸美化活動を推	利用形態に応じた整備を推進する。	-るため、海岸保全施設 の改修を行う。	堤、消波堤を計画し、既設護 2基)、消波堤(延長120m)		被害の改善)	の推進 啓発活動
北淡南地区	北淡海岸	直立護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.2∼1.9 m	護岸、突堤、離岸堤	・生態系と自然景観の保全に努めるとともに、 を推進する。	・越波の防止を図る。	・生態系の保全に努めるとともに、海岸美化活動を推進する	・地域の特性、利用形態に応じ	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。	・越波被害を防止するため離岸堤、消波堤を計画し、既設護岸と併面的防護を図る。 ①整備海岸延長 : 720m ②整備内容 : 離岸堤(2基)、消波堤(延長120m)、護岸	・越波(しぶき)対策の推進	・防護機能の向上(越波による被害の改善)	・生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー向上の啓発活動
エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 岸 環境の整備と 回 保全	… 公衆の適正な 利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項

図13、型工場研究の数価超过200000人の数価超过2000(十英2/千時点)に設備可回内谷の过間したものにある。

7.
卟
梅

中 Hashum And							massam ()		N	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	海海 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	マメーン図	護埠(時面図)	TIBIH	ALA.I.	この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教信地図26000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。
	環境利用調整エリア	淡路市富島地区	国土交通省 (水管理・国土保全局)	4.2 m			の向上に向けた海岸づくり		計)嵩上げ等を行う。	海岸全体の面的防護を図				
-	エリア特性	区域	所管	沖波波高 (Ho)			めるとともに、海浜利	越波の防止を図る。	に、海岸美化活動を推進する。	た整備を推進する。	rるため、海岸保全施設6 17な対策を行う。	5止するため護岸を計画し、(延長650m)		被害の改善)	の推進	
	北淡南地区	非無終非	 難 可	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.1~1.6 m	護岸、突堤	・生態系と自然景観の保全に努めるとともに、海浜利用の向上に向け を推進する。	・侵食防止とともに、越波の防	・生態系の保全に努めるとともに、	・地域の特性、利用形態に応じた整備を推進する。	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う・海岸侵食を防止するため、適切な対策を行う。	・海岸侵食及び越波被害を防止するため護岸を計画し、海岸全体の面る。 る。 ①整備海岸延長 : 650m ②整備内容 : 護岸(延長650m)	・越波(しぶき)対策の推進	・防護機能の向上(越波による被害の改善)	・生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発	
番号:41	エリア名	海岸名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	海 の の を を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	

42
番号

は						Missour Area	\$138 B	平面 図 : 既設 : 財設 : 計画	· B of and the fire and then the control of the co		護牛 配面 11/2 11/2 11/2 11/2 11/2 11/2 11/2 11/		NEW YORK OF A CONTROL OF THE STATE OF THE ST		この地図は、国土地理院の教信地図200000及び教信地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。
環境利用調整エリア	淡路市富島地区	農林水産省(水産庁)	3.3			引の向上に向けた海岸づくり	背後地の生活機能の維持に努める。	を推進する。	へのマナー啓発に努める。	设の嵩上げ等を行う。	幾場を計画する。				
エリア特性	区	品	冲波波高 (Ho)			めるとともに、海浜利		ともに、海岸美化活動を推進する	とともに、海岸利用者へのマナ	するため、海岸保全施	を防護するため、排水((1基)	胀		の推進	
北淡南地区	富島漁港海岸	礫浜、直立護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.1∼1.6 m	護岸、胸壁、水門、陸閘	・生態系と自然景観の保全に努めるとともに、海浜利用の向上に向 を推進する。	・高潮及び波浪による被害から背後地防護し、	・周辺環境との調和に努めるとともに、	・漁港利用の維持・向上を図るとともに、	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う	・高潮時の浸水被害から背後地を防護するため、排水機場を計画す ①整備海岸延長 : 排水機場 (1基)	・高潮による浸水被害の防止対策	・高潮に対する防護機能の向上	・周辺景観との調和 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・漁港利用の維持 ・海岸利用者へのマナー啓発	
●5 : 44 エリア名	第 票 名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	平 温道の 発車 と 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	

43
番号

は ・						M. Sabuth	7 Dans	平面図 - : : : : : : : : : : : : : : : : : :	() 200 400 600 800 1000 (m) () () () () () () () () ()		(本)	Tiny *			この地図は、国土地理院の教権地図2000の及び教館地図2600(平成27年時点) に整備計画内容を追記したものである。
環境利用調整エリア	淡路市野島地区	農林水產省(水産庁)	3.3 T			海浜利用の向上に向けた海岸づくり	海岸の長期安定化を図る。	とともに、海岸美化活動を推	との整合を図りつつ一体的な める。	設の嵩上げ等を行う。	防護ラインの未整備区間について				
エリア特性	区	所管	冲波波高 (H ₀)			かるとともに、海浜利		景境との調和に努める	できるよう、自然環境 川用のマナー向上に努	するため、海岸保全施	bを防護するため、防護 (延長90m)	##		の推進	
北淡南地区	野島漁港海岸	砂浜海岸、直立護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.1∼1.6 m	護岸、突堤、離岸堤、陸閘	・生態系と自然景観の保全に努めるとともに、 を推進する。	・高潮及び波浪による被害から背後地を防護し、	・貴重な生態系の保全及び周辺環境との調和に努めるとともに、海岸美化活動を推進する。	・砂浜や自然等にふれることができるよう、自然環境との整合を図り利用を進めるとともに、海岸利用のマナー向上に努める。	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・高潮時の浸水被害から背後地を防護するため、 胸壁等を計画する。 ①整備海岸延長 : 90m ②整備内容 : 胸壁等(延長90m)	・漁業活動等に配慮した施設整備	・高潮に対する防護機能の向上	・周辺景観との調和 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・漁港利用の維持 ・砂浜等の利用 ・海岸利用者へのマナー啓発	
曲句:45 エリア名	第一部	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防臓	海 海海 の 海海 の おかり を を かん	公衆の適正な利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における 配慮事項	•

4	
卟	
梅	

東					新林康	Masouring Saves		中 西 図 : 既設 : 計画 : 計画 : 計画 : 計画 : 1	:文益地域	0 2000 400 600 800 1000 (m)	護岸改修			
環境利用調整エリア	淡路市平林地区	国土交通省 (水管理·国土保全局)	3.5 m			Lに向けた海岸づくりを推進		崖 する。		り嵩上げ等を行う。	海岸全体の面的防護を図る。)、消波工(延長200m)			
エリア特性	区	所管	沖波波高 (帖)			'めつつ、海浜利用の向		に、海岸美化活動を推	た整備を推進する。	fるため、海岸保全施設 :の改修を行う。	- AS		(越波による被害の改善)	1の推進
北淡北地区	北淡海岸	直立護岸	T.P. + 2.25 m	T.P. + 1.1~1.6 m	護岸、消波工	・生態系と自然景観の保全に努めつつ、海浜利用の向上に向けた海/する。	・越波の防止を図る。	・生態系の保全に努めるとともに、海岸美化活動を推進する。	・地域の特性、利用形態に応じた整備を推進する。	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。	・越波防止のため護岸及び消波工を計画し、 ①整備海岸延長 : 200m ②整備内容 : 護岸改修 (延長200m)	・越波(しぶき)対策の推進	・防護機能の向上(越波による	・生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・海岸利用者へのマナー啓発
エリア名	斯 斯 名	海岸タイプ	設計高潮位 (H. H. W. L)	設計津波水位	現況の施設	エリアの整備方針	海岸の防護	乗	公衆の適正な 利用	整備の必要性	整備計画の概要	地元の要望	期待される効果	海岸管理における配慮事項

4. 海岸保全施設の機能と種類

海岸保全施設は機能面からみると、下表のように分類される。本表では海岸保全施設を 漂砂制御施設、波浪・高潮対策施設、津波対策施設、飛砂・飛沫対策施設、海岸環境創造 施設、河口処理施設、附帯設備の7つに分類し、それぞれの主な機能と構造物などによる 具体的な対策例を示す。

機能から見た海岸保全施設の分類

施設の名称	主 な 機 能	主な構造物の例
漂砂制御施設	波や流れを制御することにより、 漂砂量を制御し、海 岸線の侵食や、土砂の過度堆積を防止するもの	離岸堤, 潜堤や人工リーフ, 消波堤, 突堤, ヘッドランド, 養浜工(サンドバイパス, サンドリサイクルなどを含む), 護岸(緩傾斜護岸, 崖侵食防止のための法面被覆工を含む), 地下水位低下工法, これらの複合防護工法
波浪·高潮対策施設	台風や低気圧の来襲時における水位上昇と高波の 越波による浸水から背後地を守るもの	堤防,護岸および胸壁,消波施設(離岸堤,人工リーフ,消波堤,養浜工など)との複合施設,高潮防波堤,防潮水門
津波対策施設	津波の遡上を未然に防ぎ背後地を浸水から守るもの	堤防,胸壁および護岸,津波防波堤,防潮水門
飛砂·飛沫対策施設	飛砂や飛沫の発生や背後陸域への侵入を防 止するための施設	堆砂垣, 防風柵, ウインド・スクリーン, 静砂垣, 被覆工, 植栽, 植林
海岸環境創造施設	海岸を保全し、さらに優れた海岸環境を積極的 に創造するために、海岸利用、生態系の保全、 水質浄化、エネルギー利用などの観点で特別 に配慮した施設	人工海浜,親水護岸,擬岩を用いた崖侵食防止工,人工干潟,藻場の造成,生態系に配慮した構造物,曝気機能付き護岸,波力発電施設など
河口処理施設	洪水や高潮に対して、河川の流下能力と治水 安全性を確保するための施設	導流堤, 暗渠, 河口水門, 人工開削, 堤防の嵩 上げ工, 離岸堤, 人工リーフ
附帯設備	堤防や護岸などとともに設置するもので、周辺の土地 や水面の利用上から必要となる施設	水門および樋門,排水機場,陸こう,潮遊び,昇降路 および階段工,えい船道および船揚場,管 理用通路および避難路

出典:「2000年版 海岸保全施設設計便覧,(社) 土木学会」

主な海岸保全施設の機能及び概念図を以下に整理する。

主な海岸保全施設の機能及び概念図(1)

海岸保全施設	主な機能	概念図
堤防	・堤防は、盛土やコンクリートなどで現地盤を嵩上げし、高潮、津波による海水の侵入を防止し、波浪による越波を減少させると共に、陸域が侵食されるのを防止する施設である。	波返工 天端被覆工 裏のり被覆工 提体 排水工 根固工 基礎工 根留工
護岸	・護岸は、現地盤を被覆し、高潮、津波による海水の侵入を防止し、波浪による越波を減少させると共に、陸域が侵食されるのを防止する施設である。	護岸(断面図)
緩傾斜護岸	・護岸の表のり勾配を緩くすることにより、 波の打ち上げ高の軽減等の海岸保全機 能の向上が期待できるとともに、海浜へ のアクセス性の向上が期待できる。	異型コンクリートブロック V HHWL V LWL 基礎捨石
胸壁	・胸壁は陸域に設けられ、高潮や津波による背後地への海水の侵入防止を目的とした施設である。地域によっては防潮堤とも呼ばれている。	漁港・港湾等の施設 海岸保全施設 排水工 水叩工 水叩工 基礎工

主な海岸保全施設の機能及び概念図(2)

海岸保全施設	主な海岸保全施設の機能及の機 主な機能 主な機能	概念図
突堤	・突堤は、陸上から沖方向に細長く突出した形の構造物であり、通常は複数の突堤を適当な間隔で配置した突堤群として機能させる場合が多い。	堤防·護岸 突 堤
ヘッドランド	・ヘッドランド工法は、大規模な離岸堤や 突堤等の海岸構造物によって静的ある いは動的に安定な海浜を形成する工法 及びヘッド部付突堤等の人工岬によっ てポケットビーチ的に安定な海浜を形成 する工法である。 ・ヘッドランド工法は、沿岸漂砂の卓越す る海岸における侵食対策施設あるいは 養浜工の補助施設として用いられること が多い。	
離岸堤	・離岸堤は、汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に配置される構造物であり、 消波または波高減衰やその背後に砂を 貯え侵食防止、海浜の造成を図ることを 目的とするものである。 ・離岸堤の形式は突堤とほぼ同様である が、一般に異型ブロックを用いた構造が 多く採用されている。	離岸堤
潜堤(人工リーフ)	・通常の潜堤は天端幅が狭いのに対し、 天端水深を浅くし、反射と強制砕波によって波浪減衰を得る。人工リーフは天端 水深を深くし反射を抑える一方、天端幅 を広くして、浅瀬を広くとることにより、砕 波後の波の進行に伴う波浪減衰を効果 的に得るものである。 ・人工リーフは、自然の珊瑚礁が持つ波 浪減衰効果を模した構造物であり、その 構造から天端幅がかなり広い潜堤と位置 付けられる。	潜堤

主な海岸保全施設の機能及び概念図(3)

海岸保全施設	土な海岸保全施設の機能及の機 主な機能 主な機能	概念図
	: ;;:::-	「
消波堤	・消波堤とは、汀線付近に設置する消波 施設であり、波力を弱めることにより海崖 や砂浜の侵食を防止する施設である。	
		異型ブロック ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
消波工	・消波工は、海岸堤防・護岸の付帯工として設置され、これらに対する越波や波 圧の低減を主目的とし、砂浜の現状維持を目的としていない。	/ 決返工 天端被覆工 排水工 根固工 ・
養浜工	・養浜工の目的は、侵食された海岸に人工的に砂を供給し、海浜の安定化を図ることにより海岸侵食や波浪の打ち上げ・越波の軽減を目的とした「海岸保全」を主体としたものと、海水浴場等レクリエーションの場の造成を目的とした「海浜利用」を主体としたものに大別できる。 ・人工構造物により遮断され、その移動を阻止されて構造物の上手側に堆積した土砂を下手側海岸に人工的に移動させるサンドバイパス工法、あるいは土砂の漂砂の上手側から下手側に補給するのみでなく、最も下手側の部分から沿岸漂砂の上手側へと運搬・投入するサンドリサイクル工法は養浜工の一種である。	大射波 サンドバイパス(人工的土砂移動) 沿岸漂砂 沿岸漂砂 上砂回収積 かの流れ 流出土砂量の減少 投 土砂投入

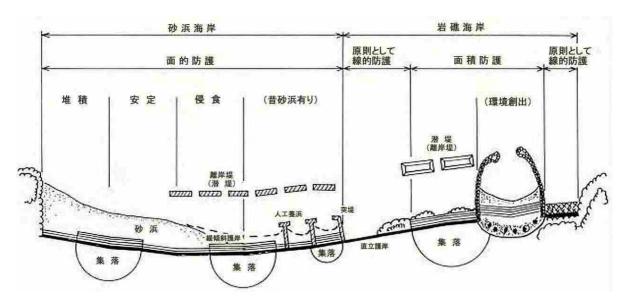
主な海岸保全施設の機能及び概念図(4)

海岸保全施設	土な海戸休主旭設の機能及の概	概念図
	主な機能	
高潮防波堤	・高潮防波堤は湾口部において、高潮のピーク偏差の低減効果と波浪の遮蔽効果を有する施設で、高潮防波堤の内側の水域においては、海岸堤防や埋め立て地の天端高を下げることができ、港湾としての機能を高めるとともに、将来の埋め立て費用等を軽減する機能を有する。	VLWL VHWL
津波防波堤	・外郭施設としての防波堤のうち、港湾機能を維持するために津波発災直後から波浪に対して一定の港内静穏度を確保する必要がある防波堤や、津波を低減する効果を期待する防波堤を津波防波堤と呼んでいる。	雑石
水門・樋門	・高潮や津波から背後地を防護するために河川、放水路、運河などを横切って設けられる防災施設である。一般に通水断面が 3 m以上で、その上が解放されているものを水門、堤防を横断して埋設されているものを樋門と呼んでいる。	水門の例 正面図 側面図 連絡橋 海側 カーテンウォール 取り外し戸当り
排水機場	・高潮時等に水門等の門扉が閉鎖された後、降雨等により流入してくる河川水や都市排水及び農業排水を強制的に排除することを目的とした施設である。	機場上屋ポンプ設備機場本体性出水槽
陸閘	・陸閘とは堤防、胸壁の前面の漁港、港湾、海浜等を利用するために、車両、人の通行が可能なように設けた門扉である。	堤防·胸壁

5. 整備内容の選定方針

淡路沿岸は、台風等による高潮被害や高波浪から海岸を長期的に防護するとともに、優れた自然景観や生態系の保全にも十分配慮する必要がある。よって、海岸整備の基本パターンは面的防護方式を基本とするが、立地条件などの制約がある場合や環境保全の面から有利と判断される場合については、線的防護方式を採用するものとする。

面的防護の代表的なパターンとしては、以下に示すような整備パターンがあるが、貴重な砂浜の保全・回復による面的な整備を基本に、整備対象海岸の要請事項や制約条件などに照らしあわせて各種施設の選定を行う。淡路特有の多様な自然環境と風景の保全を図るためにも、整備箇所や周辺地域の特性を踏まえつつ、地域特有の風景になじむような整備パターンを個々に検討のうえ採用していくものとする。



面的防護方式の代表的な整備パターン

出典:「面的防護方式の整備例」(H6.11 水産庁漁港部防災海岸課)

また、線的防護方式については、以下に示すような整備パターンがあり、これらを基に 整備対象海岸の要請事項や制約条件等に照らしあわせて選定を行う。

|--|

区分	概 要
護岸・堤防	各種災害から海岸を防護する施設で、護岸は現地盤や埋立地盤を被覆する施設であ
	り、堤防は現地盤を盛土やコンクリート打設等により増高させる施設である
離岸堤・潜堤	侵食防止や海浜造成効果を目的として、汀線から離れた沖側の海面に設置する施設
	である
	潜堤は離岸堤とほぼ同じ形状・効果を有し、特に環境面や景観面に配慮して堤体を
	水面下にとどめた施設である
突 堤	主として沿岸漂砂の卓越する海岸において、沿岸漂砂を制御することにより、汀線
	の維持あるいは前進を図ることを目的としている施設である

なお、自然環境の保全や公衆の適正な利用にも配慮した整備を行うため、具体の施設計画を行う際には、以下に示す配慮事項を充分に検討し、地域住民の合意を得たうえで整備を実施するものとする。

○沿岸域の景観の保全

沿岸域における海岸保全施設の設置に際しては、淡路特有の多様な自然景観に配慮して、周囲に威圧感や閉鎖感などを与えないよう、構造・色彩・素材・緑化などの工夫により修景し、自然景観への影響を極力抑えるように努めるものとする。

○自然環境との調和

藻場や海岸林、砂浜・磯場・岩場といった自然環境に十分配慮した施設計画とするとともに、砂や礫による養浜や生物親和性のある構造を採用するなど、積極的な植生及び生物の生息環境の復元を図るものとする。

○海浜植生の保全

海岸整備の対象海岸については事前に詳細な現地調査を行い、貴重な海浜植物が認められた場合にはその保全を基本に施設の配置や構造について配慮するとともに、やむをえない場合には移植や整備後の復元についても検討するものとする。

また、現存する海浜植生については、生息地内への立入禁止柵の設置などの規制も含めて、適切な保全に努めるものとする。

○施設のユニバーサルデザイン化の推進

高齢者、障がい者、子供も日常生活のなかで、安全・快適に海辺に近づくことができ、 自然とふれあえるように、斜路の設置や車椅子が通行しやすい通路の設置など、海岸施 設のユニバーサルデザイン化についても、海岸の特性に応じた適切な整備を推進してい くものとする。

用語の解説

6. < 用 語 の 解 説 >

淡路沿岸海岸保全基本計画で用いられる各種用語について、参考として以下に解説を加える。 なお、各用語の解説を作成するにあたり主に参考とした図書等を参考資料として記載する。用語 のあとの()書きは、基本計画書本文の該当ページを示す。

あ~お

あかしお (赤潮) (p.6)

プランクトンの異常繁殖で海水が赤褐色に変色する現象を赤潮という。夏から秋にかけて都市や工業地帯の沿岸海域で多発し、窒素化合物やリン化合物・ビタミン類などが海水に流入したための、海水の富栄養化が原因と考えられている。瀬戸内海で多発し、ハマチ・カキなどの養殖漁業に被害をもたらしている。

アメニティ (p.19,32,58)

快適性、快適さ。住みごこちのよさ。土地・建物・環境などについていう。

ウォーターフロント (p.1.57)

川・湖・海ぞいの土地や街路などの水際地域。

うおつきほあんりん(魚つき保安林) (p.8.41)

海岸線や河川、湖沼の周辺で、魚類の棲息と繁殖を助けることを目的に指定された保安林。 →参照:保安林

えんがい(塩害) (p.38,69,71)

海上や海岸付近の陸上で利用され構築された機器、施設・構造物あるいは耕地・農作物・植物等が、潮風や浸水などによって海水の塩分をもたらし、付着・侵透によって腐蝕、枯渇等の現象や、電気的な絶縁破壊・短絡放電等の現象は惹起する被害の総称。

えんせいしょくぶつぐんらく(塩生植物群落) (p.41)

塩類を含んだ土地で生育できる植物、海岸の塩性湿地などで生育する植物の群落。ハマサジ、ハママツナなど。

か~こ

かいがんりん (海岸林) (p.32,56)

塩風の影響の強い海岸の、砂地や岩上にみられる林。

かいひんしょくぶつぐんらく (海浜植物群落) (p.6,11,12,41,50,61)

海岸に生息する植物の中で特に、海岸の形態に適した植物で構成された群落。海浜植物は、海岸の砂浜や砂丘、海岸崖や岩の上や造成された裸地などに生える。ハマゴウ、ハマヒルガオなど。

かがくてきさんそようきゅうりょう(化学的酸素要求量;COD) (p.5,23)

海域や河川の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物等の汚染源となる物質を、酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/l で表したもの。数値が高いほど、水中の汚染物質の量も多い。

かんきょうきじゅん (環境基準) (p.5,23)

環境基本法第 16 条の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で期待されることが望ましい基準として定められている。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものである。

きおうさいこうちょうい (既往最高潮位) (p.4,20,23,34)

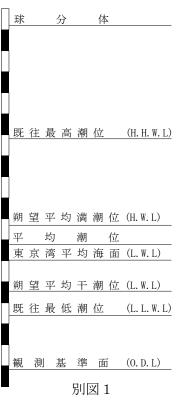
過去に観測された最高の潮位。

きょうどう (協働) (p.17.86)

地域課題の解決に向け、「民」同士、あるいは、「民」と「官」が目的を共有し、相互に自律しつつ、相手方の特性を認識・尊重して、協力・協調した取組みをめざすこと。

けんこうこうもく(健康項目) (p.5)

原則的に全公共用水域及び地下水につき一律に定められている。



さ~そ

さくぼうへいきんかんちょうい (朔望平均干潮位) (p.4)

朔望の日から前 2 日後 4 日以内に現れる各月の最低干潮位を平均した水面である。 L.W.L.

→参照:別図1

さくぼうへいきんまんちょうい (朔望平均満潮位) (p.4)

朔望の日から前 2 日後 4 日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した水面である。 H.W.L.

→参照:別図1

さとうみ・さとはま(里海・里浜) (p.32,45)

里山からの造語。人里近くの「里山」は、人々の暮らしと自然生態系が見事に調和し、持続可能な状態が保たれていた。この祖先の知恵を見習い、海や海浜の里山化により人と自然が共生する方法をいう。

しぜんかいがん(自然海岸) (p.1,13,22,23,24,28,29,56,67,88)

海岸(汀線)が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸(海岸(汀線)に人工構築物のない海岸)。

→参照:半自然海岸、人工海岸

しぜんかいひんほぜんちく(自然海浜保全地区) (p.23,50,53,58,59)

「環境の保全と創造に関する条例」に基づく地域指定の一つで、瀬戸内海の海浜地とこれに面する海面のうち、海水浴等のレクリエーションの場として利用されており、自然の状態が維持されている地区。

しぜんかんきょうほぜんきそちょうさ(自然環境保全基礎調査) (p.6,7,13)

全国的な観点から、わが国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境庁(当時)が昭和 48 年度より自然環境保全法第 4 条の規定に基づき概ね 5 年毎に実施している調査。一般に緑の国勢調査と呼ばれ、陸域、陸水域、海域等の調査項目を分類し、国土全体の状況が調査されている。

しぜんかんきょうほぜんちいき(自然環境保全地域) (p.50)

自然環境保全法に基づき指定される。以下に示すような優れた自然環境を維持している地域。

- ア. 高山・亜高山性植生(1,000ha 以上)、優れた天然林(100ha 以上)
- イ. 特異な地形・地質・自然現象(10ha以上)
- ウ. 優れた自然環境を維持している河川・湖沼・海岸・湿原・海域(10ha 以上)
- エ. 植物の自生地・野生動物の生息地のうち、ア〜ウと同程度の自然環境を有している地域 (10ha 以上)

しぜんこうえん(自然公園) (p.7,8,45,50,51,55,57,60,61,62,63)

国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。

国立公園:わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海中の景観地を含む。以下同じ。)であって、環境大臣が自然公園法第 10 条第1項の規定により指定するも**のをいう。**

国定公園:国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が自然公園法第 10条第 2項の規定により指定するものをいう。

都道府県立自然公園:優れた自然の風景地であって、都道府県が自然公園法第 41 条の規定により指定するものをいう。

→参照:自然公園法

しぜんこうえんけいかく(自然公園計画) (p.60,61,62,63)

自然公園法に基づき公園毎に決定される自然公園の保護または利用のための規制または事業に 関する計画をいう。

→参照:自然公園法

しぜんこうえんほう(自然公園法) (p.55)

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の促進を図り、もって国民の保健、休養及 び教化に資することを目的とする法律。

しぶき (飛沫) (p.26,38,53,55,56,68,69,71,73)

砕波により大気中に飛散した海水のこと。波しぶき。微細なしぶき(飛沫)が風によって、内 陸部に運ばれると、飛沫に含まれる塩分によって植物の枯死、金属の腐食送電線の短絡事故など、 いわゆる塩風害を生じる。

→参照:ひまつ(飛沫)

しゅんせつ (浚渫) (p.42)

水(海)底の土砂をさらったり、掘削したりする工事。航路、泊地の造成、河川の改修、埋立土砂の採取などの目的で行われる。

じんこうかいがん (人工海岸) (p13,50,54,59)

港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構築物がある海岸。 →参照:自然海岸、半自然海岸

すいいきるいけい (水域類型) (p.5,23)

水質汚濁に関する環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準について、水質汚濁防止 を図る必要のある公共用水域を対象として、水質汚濁が著しい、または著しくなるおそれがある かどうかなど現在及び将来の利水目的などを考慮し、水域毎に類型を指定することとなっている。

→参照:生活環境項目、健康項目

せいかつかんきょうこうもく(生活環境項目) (p.5)

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定めている。

せっけいつなみのすいい(設計津波の水位) (p.70)

海岸堤防等の計画・設計を行うために海岸管理者が定める津波の水位。淡路沿岸においては、過去に発生した地震等により想定した津波波源モデル(安政南海地震の再現モデル)を用いてシミュレーションを行い設定。

せいぶつかがくてきさんそようきゅうりょう (生物化学的酸素要求量;BOD) (p.5)

水質汚濁の度合いを表す数値の一つ。水中の様々な物質をバクテリアが分解する際に消費される酸素の量で示され、値が高いほど汚濁が進んでいることを表す。

た~と

ちきゅうおんだんか(地球温暖化) (p.85)

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表面から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質を持ち、この作用によって地表の気温が保たれている。人間活動による二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなど温室効果ガス濃度の増加は地球の温暖化をもたらし、その結果、気候の変化、海面水位の上昇などが生じ、農業生産の地域特性が変化したり、低地が水没したり、地球各地の自然生態系が変化するなど環境及び社会経済に大きな影響を及ぼすことになると懸念されている。

ちょうじゅうほごく(鳥獣保護区) (p.8,23,50,51)

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護法に基づき設定される。鳥獣保護区内に、鳥獣保護区特別保護地区が設定されている場合は、地区内で工作物の設置、水面の埋立、立木の伐採といった行為を行うためには、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

$\mathbf{C}_{\mathbf{i}} - \mathbf{U} - \mathbf{U} - \mathbf{U}$ (p.4,23,35,37,71,72,73,76,77,78,79,80,81,82,83,84)

東京湾平均海面。日本国における高さの基準(標高)として採用している。明治 6 年から 12 年まで 6 年間の東京霊岸島の潮位観測結果から、東京三宅坂の日本水準原点の標高24.500m を 定めた。大正 12 年の関東大地震以降は 24.4140m となった。

{ T. P. =K. P. +0.89m (K. P. : 神戸港修築工事基準面) T. P. =0. P. +1.30m (0. P. : 大阪湾最低潮位)

な~の

ないすいはいじょ (内水排除) (p.38)

台風等の高潮等により市街地を浸水被害から守るための高潮対策の一つで、水門が閉鎖された あと、市街地から流れ込む水により河川の水位が上昇しないようポンプを稼動させて他の河川や 海に排水すること。

なんかいとらふ (南海トラフ) (p.17,20,22,26,33,34,38,39)

南海トラフはフィリピン海プレートがユーラシアプレートに沈み込むことによって形成された 細長い海底盆地である。南海トラフ周辺では 100 年程度の間隔で、大きな津波を伴った巨大地 震が発生し、大きな被害を生じている。

にほんのかいすいよくじょうひゃくせん(日本の快水浴場百選) (p.5)

人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を積極的に評価し、これらの快適な水浴場を広く普及することを目的として、「美しい」、「清らか」、「安らげる」、「優しい」、「豊か」という水辺に係る新たな評価軸に基づき、全国 100 カ所の水浴場を、「快水浴場百選」として平成 18 年に選定。

にほんのしぜんけいかん (日本の自然景観) (p.10,51,63)

昭和 61 年度から 62 年度に第 3 回自然環境保全基礎調査の一環として行われた「自然景観資源調査」の結果をとりまとめたもので、視対象である自然景観の骨格をなす地形・地質及び自然景観として認識される自然現象を対象とし、それらの位置、特性、眺望性、利用の現状、保護の現状等についての調査結果が収録されている。

にほんのなぎさ・ひゃくせん(日本の渚・百選) (p.10,12,51,62)

「日本の渚・百選」は、平成 8 年から「海の日」が国民の祝日となったことから、その機会に「海」の持つ重要な役割を改めて広く国民に認識してもらうとともに、海の恵みに感謝し、海を大切にする国民の心をはぐくむことを目的として、全国から、景観資源としての特色、海岸保全及び環境保全等の対策、生活者との深い関わり合い等の観点から、優れた「渚」を選定したもので、農林水産省、運輸省、建設省、環境庁(すべて当時)などの後援を受けて実施された。

選定にあたっては、学識経験者による選定委員が、全国の都道府県から推薦された「渚」と、一般国民から応募された「渚」から、「日本の渚・百選」にふさわしい渚の選定が行われた。対象には湖沼等の内水面も含まれている。

にほんのはくさせいしょう・ひゃくせん(日本の白砂青松・百選) (p.10,12,50,51,59,61,62)

社団法人日本の松の緑を守る会によって、昭和 62 年 1 月 10 日に、国民が「白砂青松」に対しての認識を高め、愛護の念をつのらせ、緑濃い姿のままで次代に引き継ぐことを目的に選定、発表されたもの。

ねばりづよいこうぞう(粘り強い構造) (p.34,38)

設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、施設が完全に流失した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指した構造上の工夫を施すこと。

は~ほ

ハザードマップ (p.85)

災害を予測するための地図。災害予測地図ともいう。完全な災害予測をたてるのは難しいが、 少しでも災害を軽減するために整備が強く望まれている。

パブリックアクセス (p.44)

人間が海辺へたどりつくための道路等の手段と、たどりついてからそこで憩い、遊ぶことができるような海辺環境を包括した概念。具体的には水際線へのアクセス、水際線に沿ったアクセスなどに景観(視覚)上のアクセスを包括するものである。

はんしぜんかいがん(半自然海岸) (p.13)

道路、護岸、テトラポット等の人工構築物で海岸(汀線)の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸(海岸(汀線)に人工構築物のない場合でも海域に離岸堤等の構築物がある場合は、半自然海岸とする)。

→参照:自然海岸、人工海岸

ビオトープ (p.41)

ドイツ語で「野生生物の生息空間(場所)」を意味する。主に生態学などで使われていたが、ドイツなどでの多数種の動植物の共同体である生物群集全体の生息空間を保全・育成する取り組みを通じて環境の分野や一般の間で注目を集めるようになった。

ビオトープ・プラン (p.30,59,62,64)

兵庫ビオトープ・プラン。

"生き物との共生" "多様な地域生態系の保全" "豊かな風土アイデンティティの醸成"を理念に掲げ、兵庫県内の生き物と生息場所の環境特性をまとめたプラン。平成7年策定。

この兵庫ビオトープ・プランの策定に併せて、地域空間ビオトープの保全・創出に向け、淡路地域において生き物の生息環境類型別目標値、ビオトープ保全・創出指針図、配慮指針等が策定されている。

ひがた(干潟) (p.6,7,13,23,41,50,51,53,55,60)

海岸で低潮時に砂質または泥質が露出している場所。河口域または内湾に多く発達する。掘潜性の動物等特異な動植物が生育する場所である。

ひまつ(飛沫) (p.26,38,53,55,56,68,69,71,73)

→参照: しぶき (飛沫)

ひょうごのきちょうなしぜん(兵庫の貴重な自然) (p.6,9,10,51,63)

改訂・兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2003

兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト 2010 (植物・植物群落)

兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト 2011 (地形・地質・自然景観・生態系)

兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト 2012 (昆虫類)

兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト 2013 (鳥類)

兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト 2014 (貝類・その他無脊椎動物)

野生生物の種、植物群落、地形、地質、自然景観、生態系について、県レベルで特に保全を図る必要のあるものをリストアップし、その貴重性について評価を行ったもの。

ひょうさ(漂砂) (p.42,73)

海浜における底質は波や流れにより常に移動している。この海浜における底質の移動現象あるいは移動物質を漂砂という。

漂砂を移動方向で分類し、汀線に沿う方向成分の漂砂を沿岸漂砂という。なお、汀線に直角方向成分の漂砂を岸沖漂砂という。

へいきんちょうい (平均潮位) (p.4)

最近5カ年の月平均潮位の平均値をいう。

→参照:別図1

ほあんりん(保安林) (p.8,41,50)

保安林とは、水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備、風水害・火災の防備、なだれ・落石の 危険防止、公衆の保健、風致の保存などを目的として指定された森林をいう。

保安林内での立木の伐採及び家畜の放牧、土石の採取などの土地の形質の変更には知事の許可 が必要。なお、保安林の指定を受けると融資、税制、造林補助などで優遇される。

→参照:魚つき保安林

ぽいすてをなくすうつくしいしまづくりじょうれい (ポイ捨てをなくす美しい島づくり条例)

(p.30,43)

この条例は、美しい自然とさわやかな淡路島を維持、創出するため、市町長、事業者、住民が一体となってごみの散乱、飼い犬のふんの放置、ポイ捨て等を防止するとともに、散乱ごみの清掃とその再資源化に努め、住みよい地域・島づくりと環境の美化の促進を図ることを目的としている。平成 12 年に淡路島の全市町で一斉施行された。

ぼうごほうしき (防護方式) (p.34,39)

線的防護方式と面的防護方式がある。

→参照:面的防護方式

ほごすいめん (保護水面) (p.23,50,51,62)

水産資源保護法において、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府 県知事又は農林水産大臣が指定する区域をいう。

ま~も

みんかんひえいりそしき (民間非営利組織(NPO)) (p.65)

非営利(利潤追求、利益配分を行わない)の市民組織のうち、日本国内の地域社会の課題解決を主目的に活動する市民団体。1998年に公布された特定非営利活動推進法によって設けられたものを「特定非営利活動法人」という。

むこうら(武庫浦) (p.16)

遣新羅使の主要航路上の港のひとつ。大和朝廷により開かれた。

めんてきぼうごほうしき (面的防護方式) (p.34,39)

海岸の前面に砂浜をつくり、海岸線には階段堤防などの天端の低い保全施設を設置する等の方式で、海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し、それらの複合機能により防護するため、高波が背後に進入する恐れや侵食などが少なく、背後の住民は前面の砂浜や海を容易に利用することも可能である。

→線的防護方式とは、一般的に海岸線に直立型の堤防や護岸を線状に設置する方式である。デメリットとして、背後の住民は前面の砂浜や海を利用しにくく、海への眺望が阻害されるケースもみられる。

もば(藻場) (p.6,7,13,23,32,41,50,51,55,56,60,85)

沿岸浅海域で海藻藻類のある一つの種または一つのグループが、高い密度で繁茂している場所。 稚魚育成場所などとして重要である。藻場を形成する代表的な種類として、外海に面した岩礁域 に発達するホンダワラ類や内湾の砂泥底に発達するアマモ、コアマモが挙げられる。前者から成 る藻場をガラモ場、後者から成る藻場をアマモ場という。アマモ、コアマモは厳密には藻ではな く、陸上植物が水中に逆進出した顕花植物である。

ら~ろ

ライフサイクルコスト (p.75)

構造物の計画、設計、施工、供用・維持管理、解体までを含めたライフサイクルにおいて必要 とされるコストの総量。

や~よ

ユニバーサルデザイン (p.29,44,54,55,56,65)

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都 市や生活環境をデザインする考え方。

よぼうほぜん (予防保全) (p.39,53,55,56,68,69,75)

構造物の性能低下を引き起こさせないために、劣化を顕在化させないことなどを目的として実施する維持管理。

参考資料:

「せとうち環境創造ビジョン」兵庫県

「カタカナ語辞典」角川書店

「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」海岸保全施設技術基準研究会編

「潮位を測る」沿岸開発技術研究センター

「日本の植生図鑑(Ⅱ)人里・草原」保育社

「図説 日本の植生」沼田真・岩瀬徹著

「自然環境保全基礎調査」環境省自然環境局生物多様性センター

「自然公園法」

「自然環境保全法」

「兵庫の自然」兵庫県ホームページ

「海洋調査技術用語辞典」社団法人海洋調査協会

「水質汚濁に係る環境基準について」環境省

「面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル」社団法人日本港湾協会

「鳥獣保護法」

「平成 27 年台風 11 号における内水排除について」水資源機構

「平成 23 年度東北地方太平洋沖地震および津波により被災した海岸堤防等の復旧に関する基本的な考え 方」海岸における津波対策検討委員会

「現代用語の基礎知識 2020」自由国民社

「環境アセスメント基本用語事典」環境アセスメント研究会

「水産資源保護法」

「自然環境調査」 (環境省 生物多様性情報システム)

「日本の水浴場 88 選」環境省

「日本の渚・百選」国土交通省・日本の渚・中央委員会

「日本の白砂青松 100 選」日本の松の緑を守る会

「平成 18 年選定 快水浴場百選」(環境省)

「国土交通省ハザードマップポータルサイト」

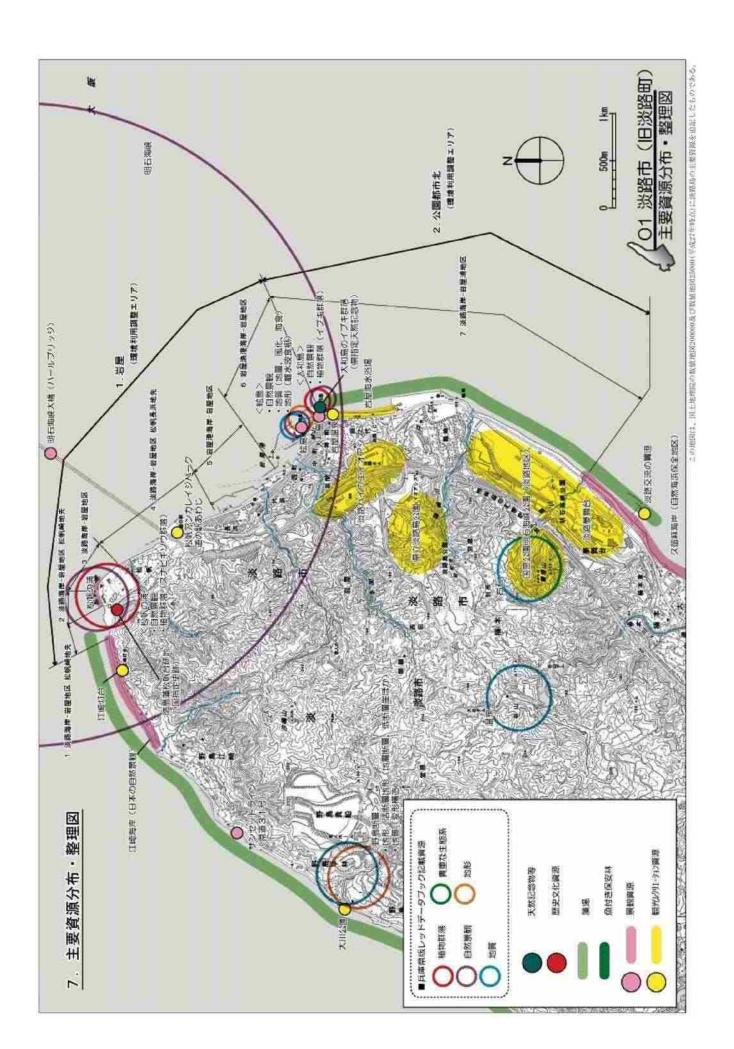
「空き缶等ポイ捨て禁止条例の制定状況」兵庫県

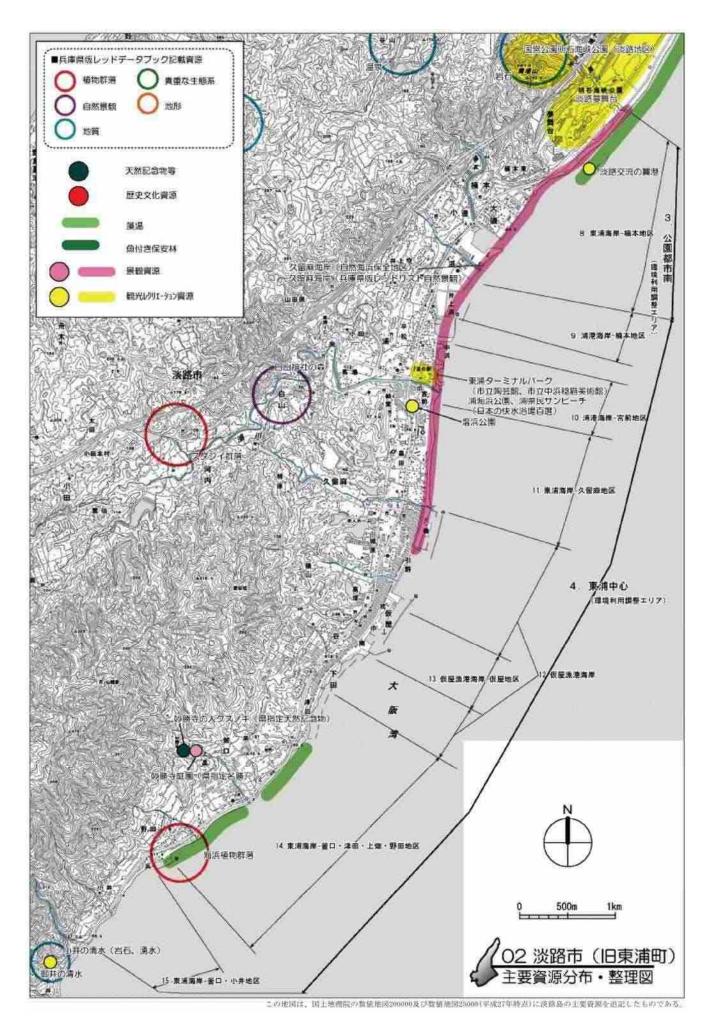
「兵庫ビオトープ・プラン」兵庫県

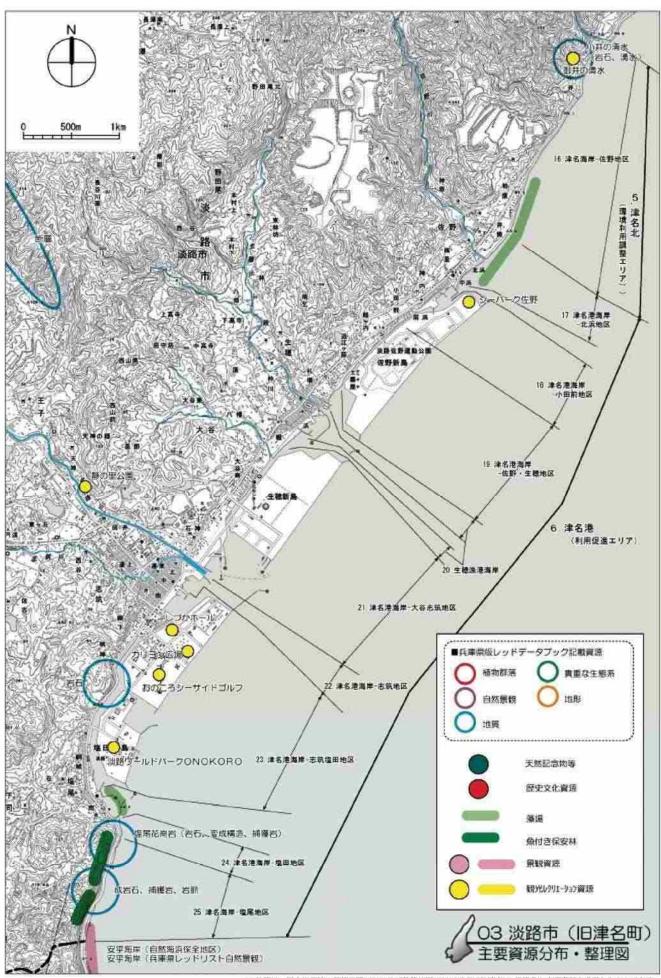
「保安林制度」林野庁

「ユニバーサルデザイン政策大綱」国土交通省

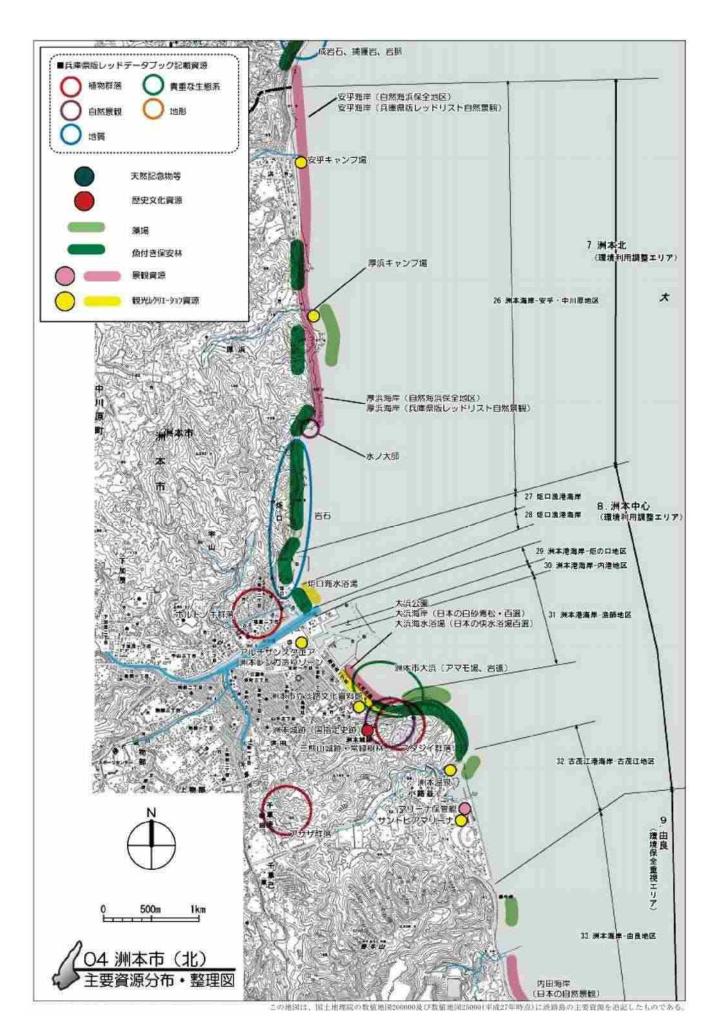
その他資料

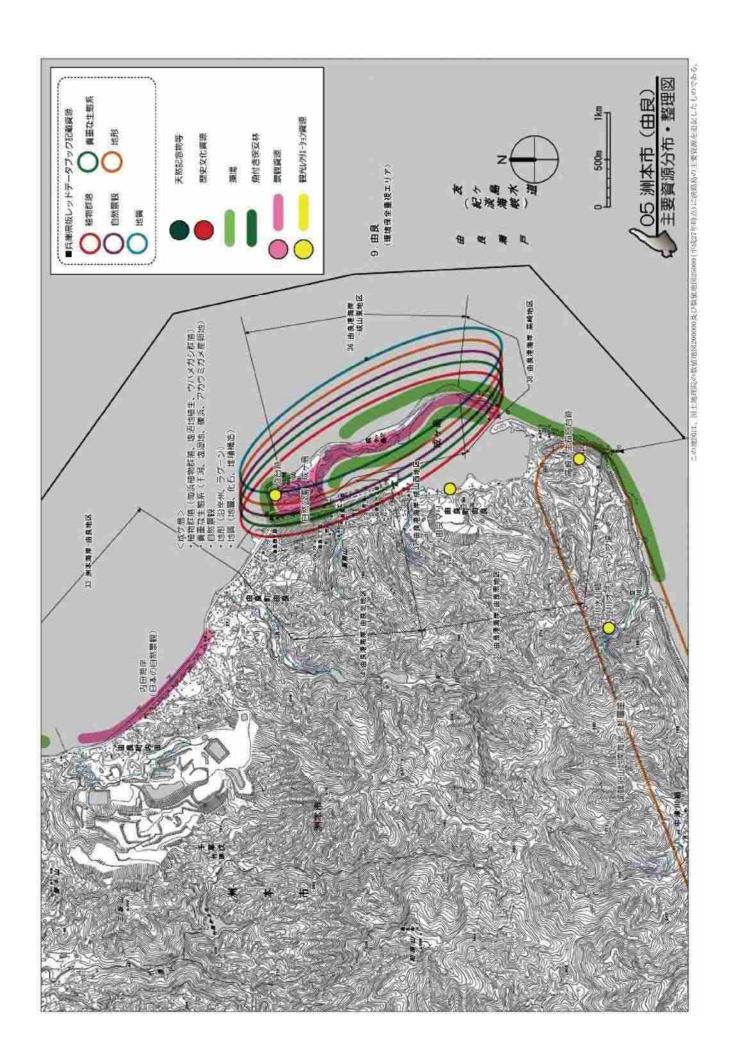


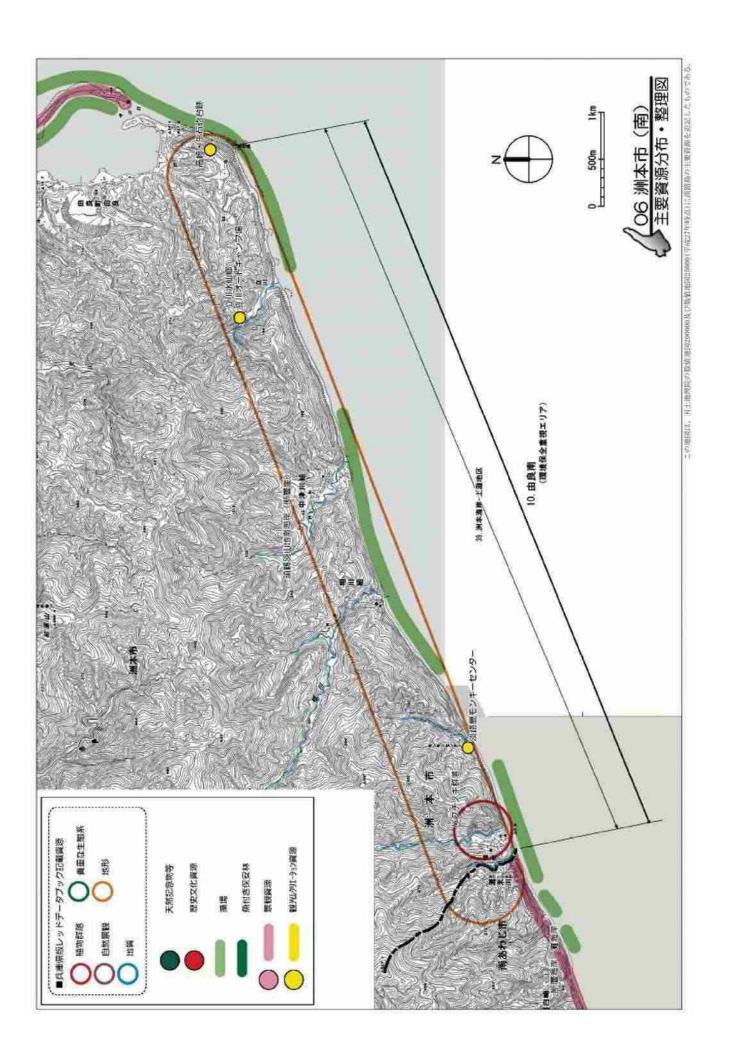


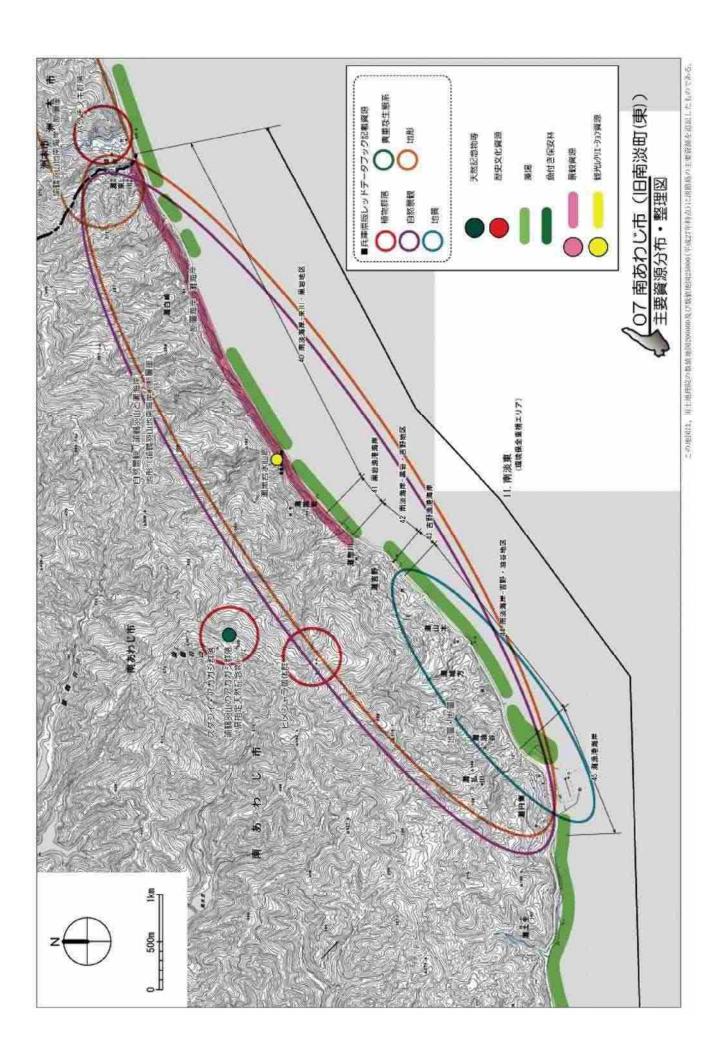


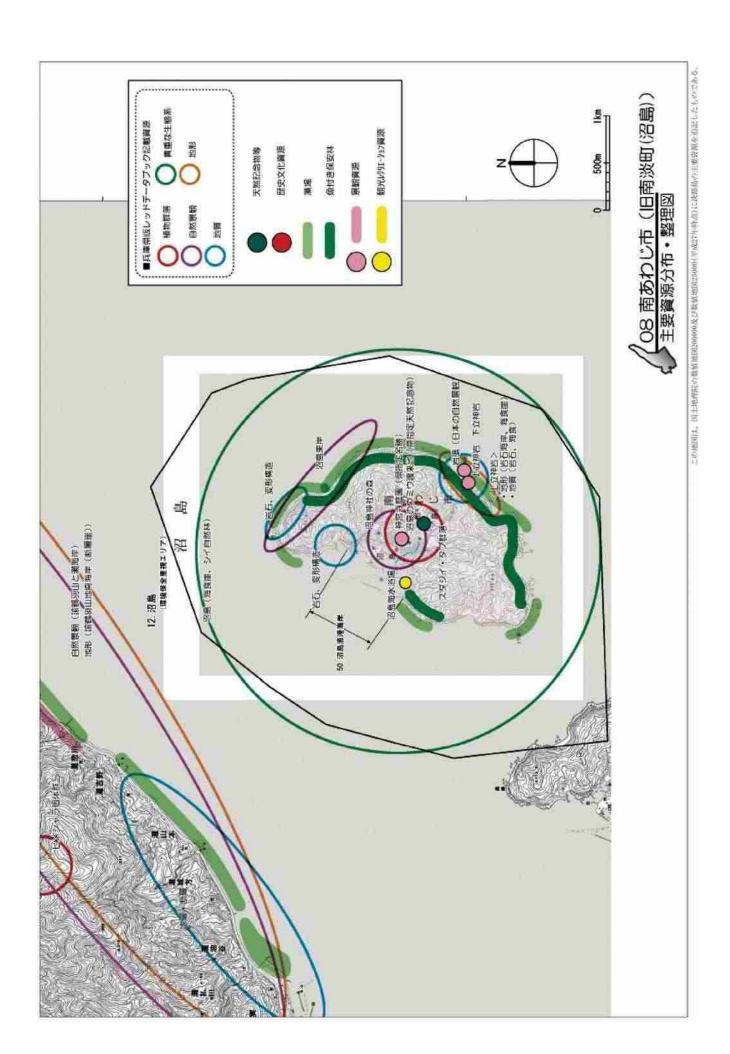
この地路は、国土地理院の数値地図20000及び数値地図25000(平成27年時点)に淡路晶の主要資源を逃記したものである。



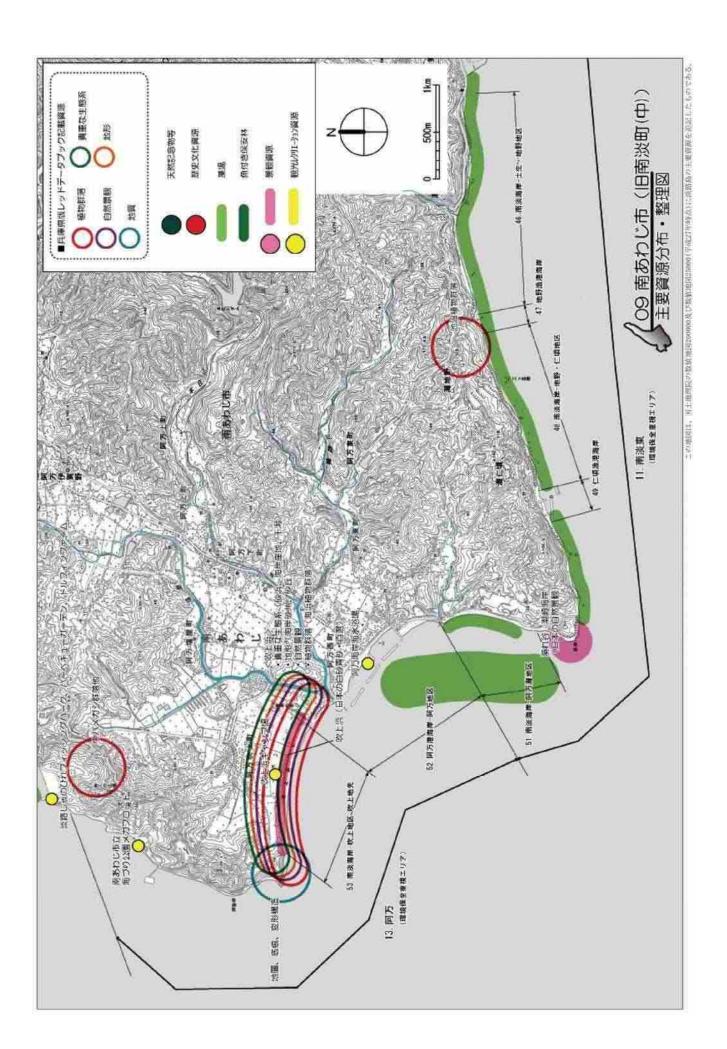


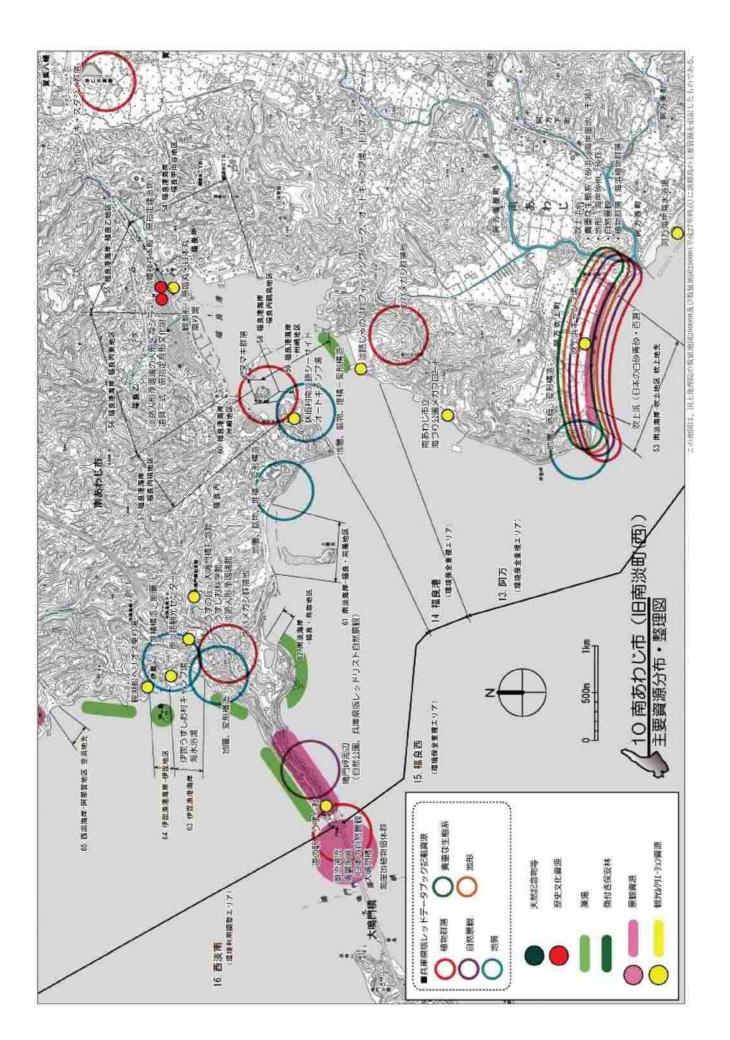




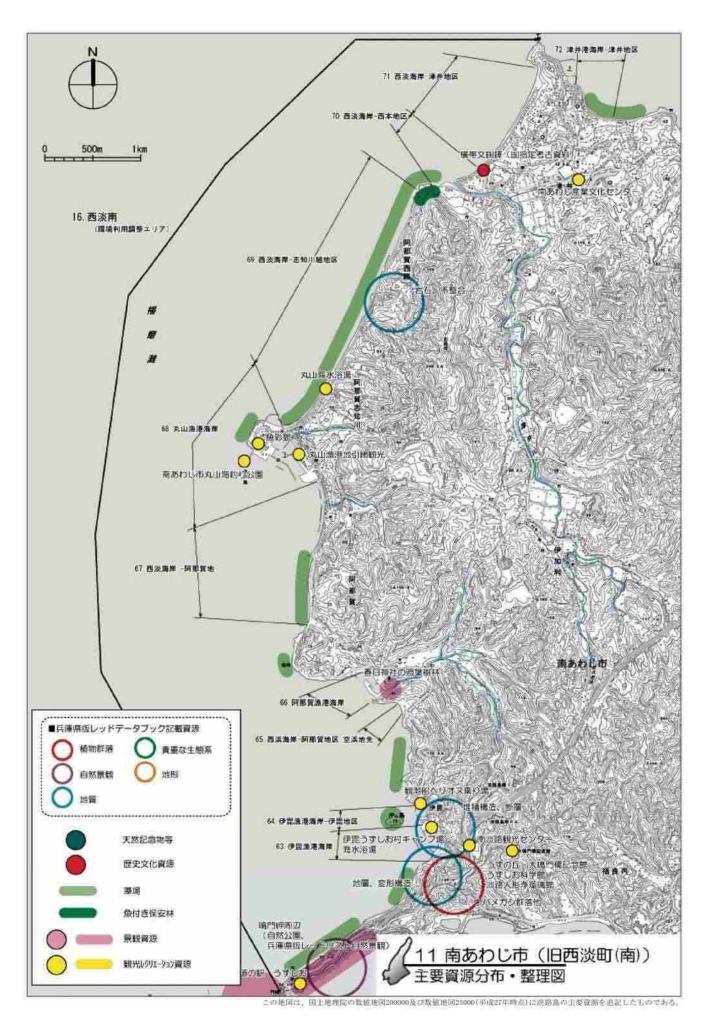


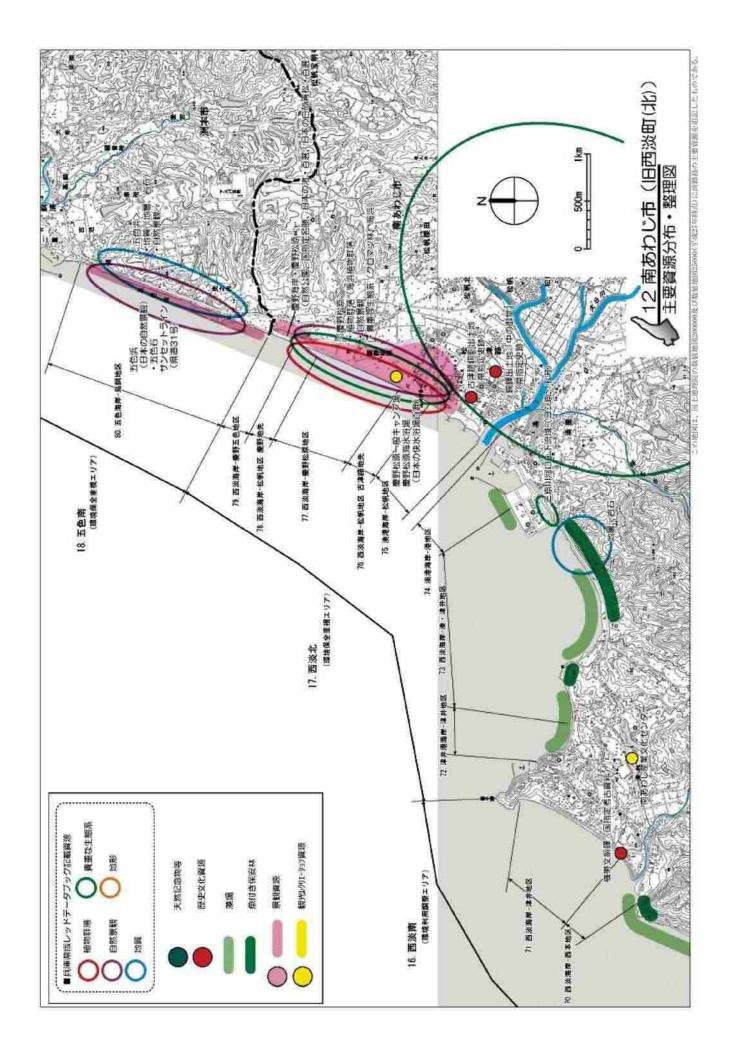
資−72

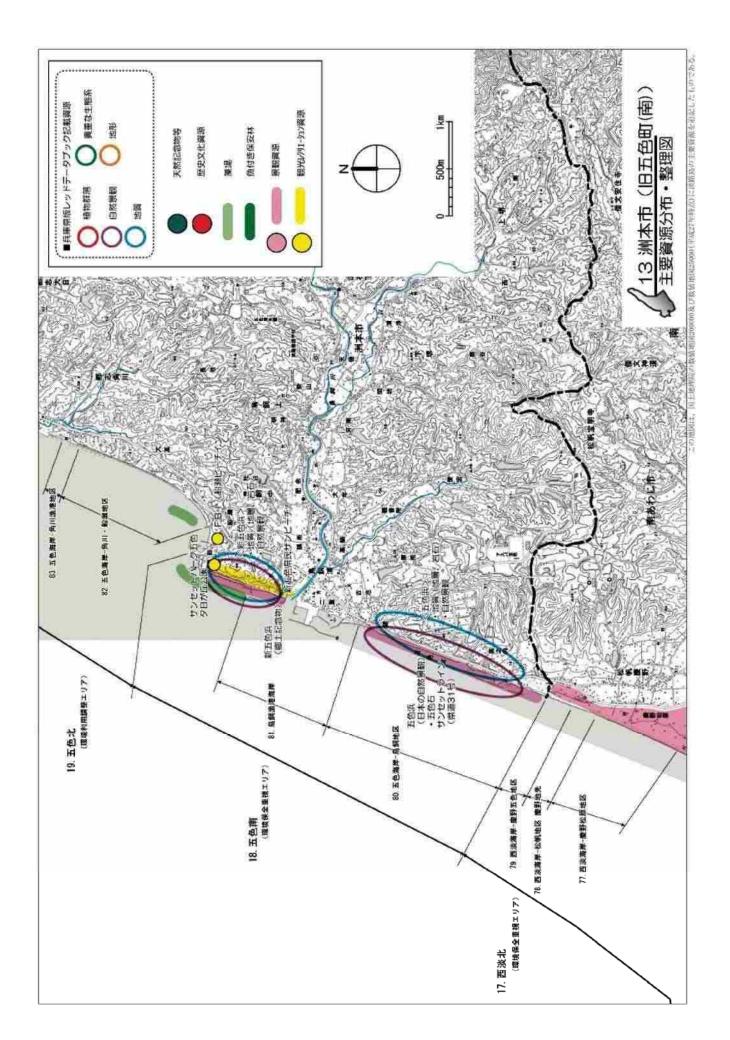


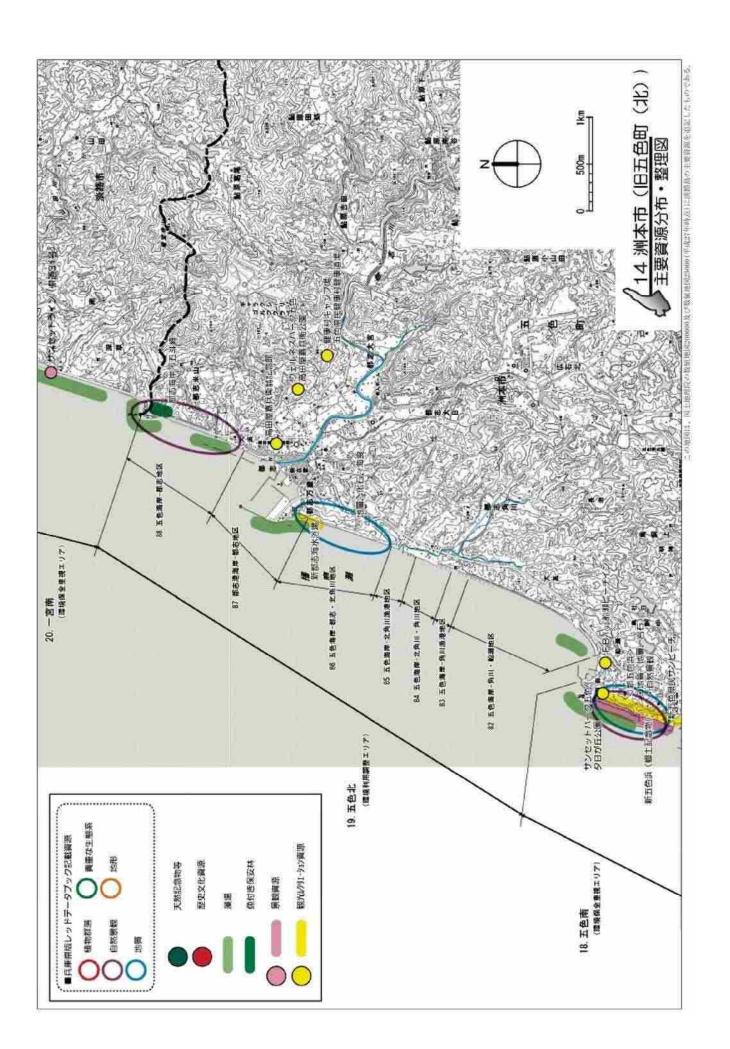


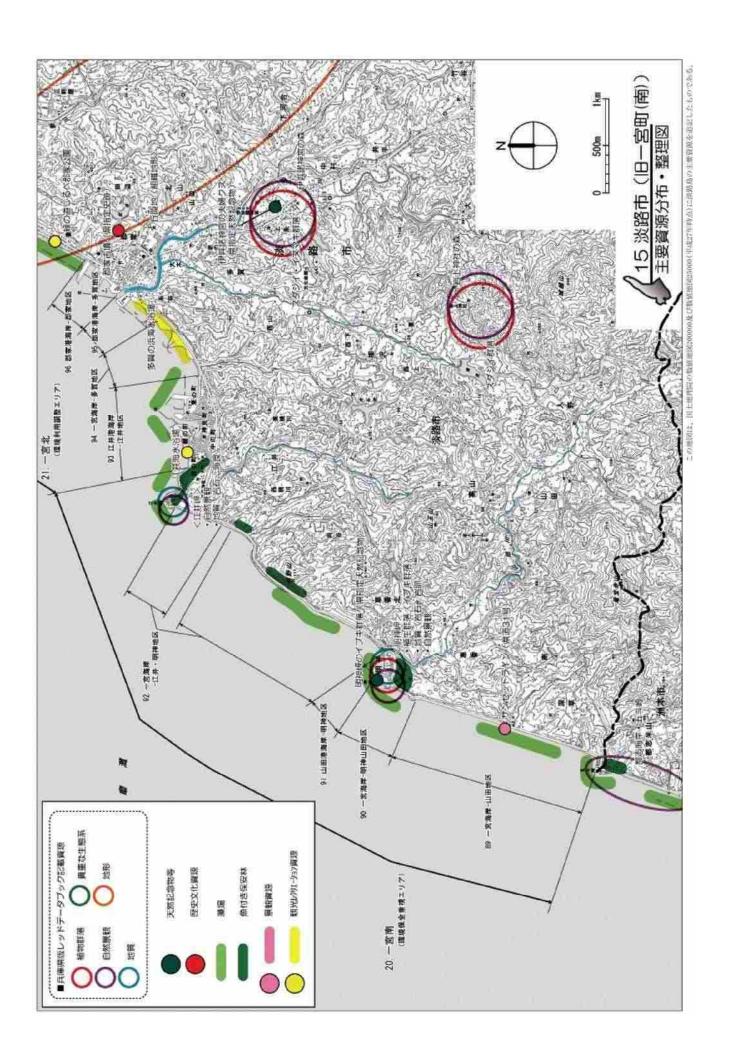
資-74

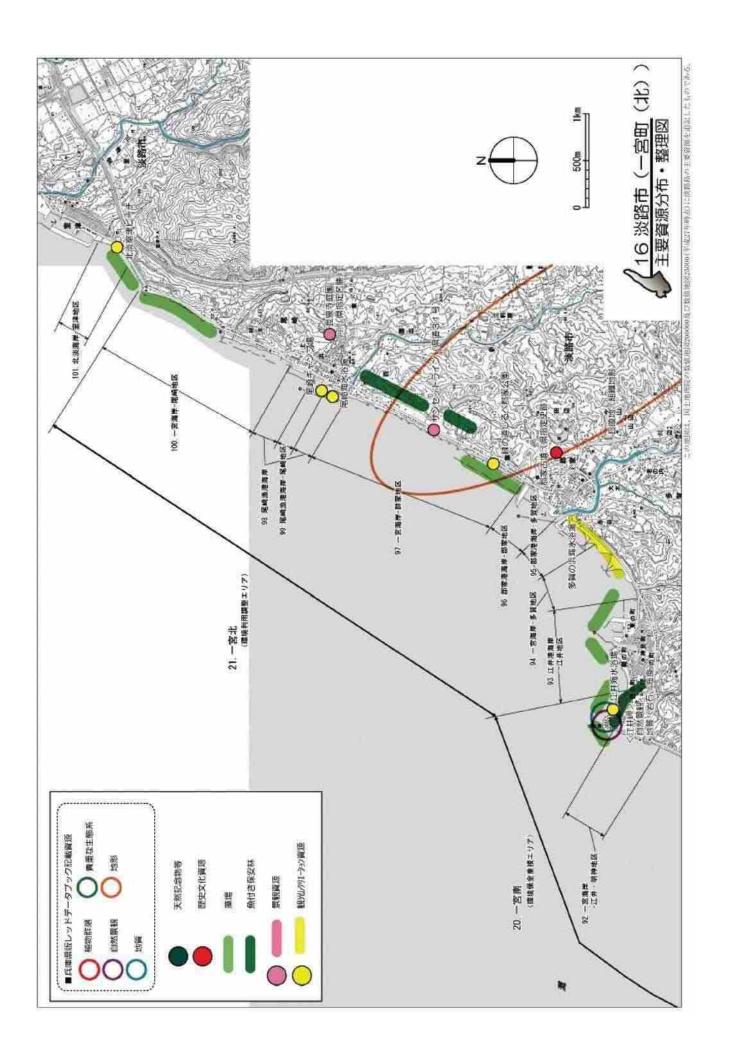


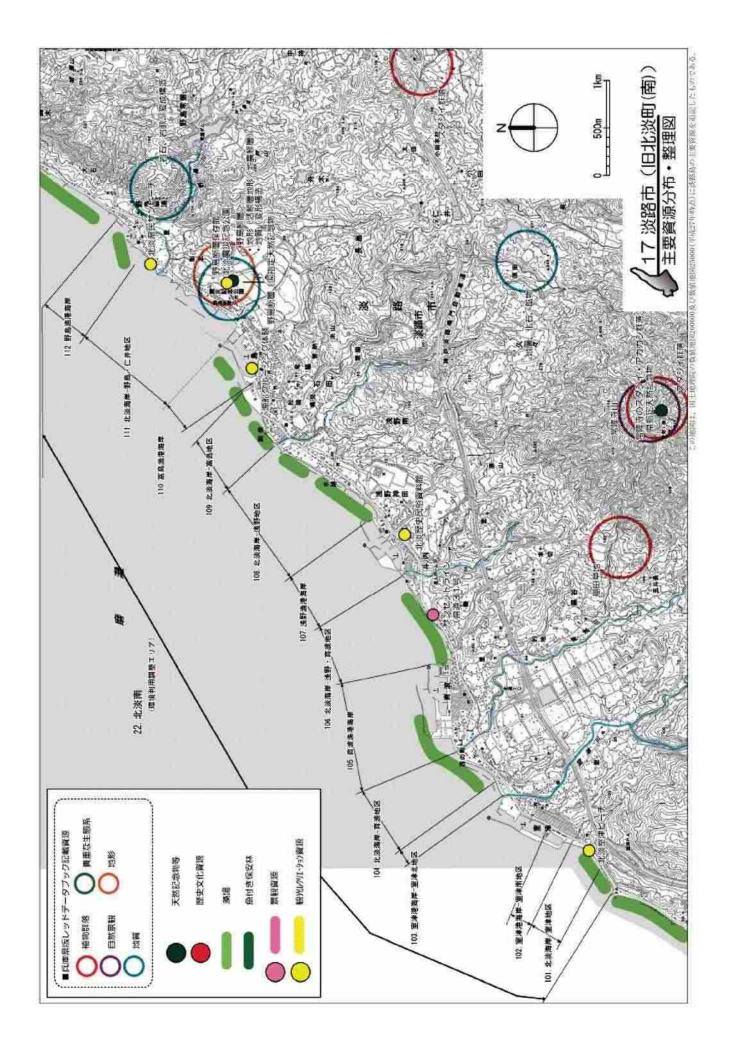


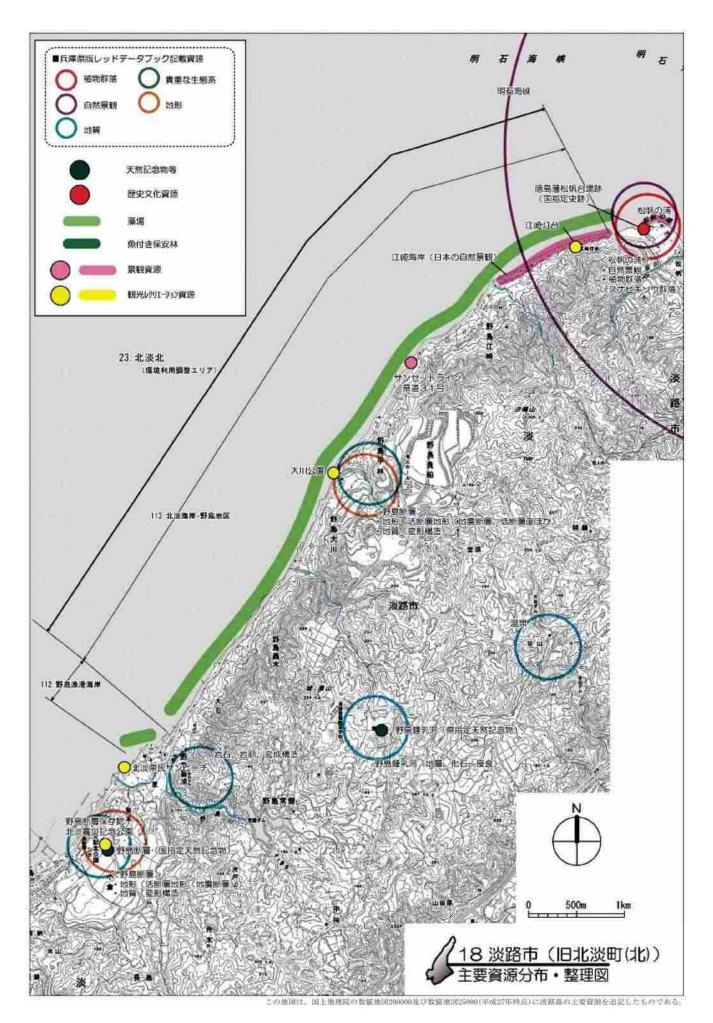












<参考資料:主要資源分布・整理図に関するデータについて>

主要資源分布・整理図において収集・整理した資料一覧表

項目	資料名等	出版年	作成元
植物群落	- 兵庫県版レッドリスト 2010(植物・植物群		兵庫県
貴重な生態系	落)		
自然景観	- 兵庫県版レッドリスト 2011 (地形・地質・自		兵庫県
地形、地質	然景観•生態系)		
天然記念物等	・国、県文化財一覧	2020	兵庫県教育委員会
歷史文化資源	・ 国、県文化財一覧	2020	兵庫県教育委員会
	· 各市文化財情報		各市ホームページ
藻場	・ 日本の干潟、藻場、サンゴ礁の現況	1997	環境庁
	- 紀淡連絡道路環境調査(海峡部環境現	1996	洲本土木事務所等
	況)報告書		
魚付き保安林	兵庫県農林水産部治山課資料		兵庫県
景観資源	・ 日本の自然景観 近畿版Ⅱ	1989	環境庁
	・ 日本の渚・百選	1997	日本の渚・中央委員会
	・ 日本の白砂青松・百選	1996	(社)日本の松の緑を守る会
	· 国、県文化財一覧	2020	兵庫県教育委員会
観光レクリエー	・ 兵庫県の観光情報		兵庫県
ション資源	・ 淡路市、洲本市、南あわじ市の観光情報		各市
	・ 日本の快水浴場百選	2006	環境省(快適水浴場検討会)
	・ 環境白書 令和元年度版	2020	兵庫県

